

情報センサー

Vol. 178 July 2022

【Topics】

IFRSサステナビリティ開示基準
の公開草案の概要
－全般的な要求事項と気候変動開示－

【会計情報レポート】

2023年3月期第1四半期
決算上の留意事項

【特別寄稿】

会計監査に対する監査役の任務
懈怠責任
～令和3年7月19日最高裁差し戻し
判決から～



Topics

2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会はIFRSサステナビリティ開示基準に関する「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要件」と「気候関連開示」の最初の2つの公開草案を公表しました。本誌22年5月号の2つの公開草案の概要についての解説に続き、当法人 基準公開サステナビリティ開示推進室の竹下が、草案の結論の背景や各要件等にも触れながら解説しています。

会計情報レポート

2023年3月期においては、改正時価算定適用指針及びグループ通算制度に係る実務対応報告42号が期首から原則適用となります。また、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響は、引き続き会計上の見積りに影響を与えることが考えられます。このため本稿では、品質管理本部 会計監理部がこれらを中心に23年3月期第1四半期決算に当たっての留意事項を解説しています。

Topics

02

IFRSサステナビリティ開示基準の公開草案の概要－全般的要件と気候変動開示－

サステナビリティ開示推進室／品質管理本部 IFRSデスク
公認会計士 竹下泰俊

会計情報レポート

08

2023年3月期第1四半期 決算上の留意事項

品質管理本部 会計監理部
公認会計士 宮崎 徹
公認会計士 大竹勇輝
公認会計士 石川 仁

デジタル&イノベーション

14

Digitalを活用した攻めのリスク管理

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance
山岡正房 横井知行 久島弘靖

特別寄稿

18

会計監査に対する監査役の任務懈怠責任 ～令和3年7月19日最高裁差し戻し判決から～

獨協大学 法学部教授 高橋 均

EY Consulting・FAAS

22

連結管理会計の最新動向 ～財管一致を追及すべきか～

EY新日本有限責任監査法人 FAAS事業部 公認会計士 羽野文倫
EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance
森 真平 飯川拓也 宗 亨

Contents

情報センター Vol. 178 July 2022

Trend watcher

26

失敗しない財務デューデリジェンスの活用方法

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
ストラテジー・アンド・トランザクション
米国公認会計士(ワシントン州) 三土和正

編集後記

40

JBS

30

特定目的財務諸表から一般目的財務諸表へ

EYシドニー事務所 小岩井 歩

FAAS

32

日本の製造業の経営基盤海外比較 ～経営持続力、国内外の製造拠点配置分析より～

FAAS事業部
加藤優一 中務貴之 民野元哉

Tax update

36

積極的な賃上げ等を促すための税制措置 (令和4年度税制改正)

EY Japan(株) Markets & Business Development - Tax
公認会計士 南波 洋

企業会計ナビ ダイジェスト

38

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に 関する事項の開示

企業会計ナビチーム 公認会計士 伊藤 毅



会計・監査情報アプリ(無料)
「EYナレッジナビゲーター」

会計・税務・監査・経済に関する最新情報を
お届けします。

【アプリのダウンロード方法】
iPhone版はApp Store、Android版はGoogle playでダウンロード
ができます。



Topics

IFRSサステナビリティ開示基準の公開草案の概要 —全般的な要求事項と気候変動開示—



サステナビリティ開示推進室／品質管理本部 IFRSデスク 公認会計士 竹下泰俊

▶ Yasutoshi Takeshita

2007年に当法人に入所後、主として医薬品、化学品等の製造業、サービス業などの会計監査に携わる。2017年よりIFRSデスクに所属し、製造業などのIFRS導入支援業務、IPO支援業務、研修業務、執筆活動などに従事。また、サステナビリティ開示推進室メンバーとして、主にIFRSサステナビリティ開示基準の開発に関する国際動向の情報発信を中心に活動している。

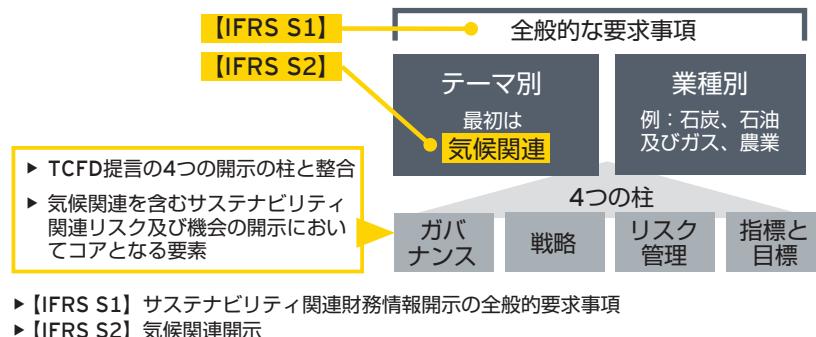
I はじめに

2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）はIFRSサステナビリティ開示基準に関する最初の2つの公開草案を公表しました。「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（以下、全般的な要求事項）」と「気候関連開示（以下、気候関連開示の要求事項）」の公開草案になります。本誌22年5月号ではこれら2つの公開草案の概要について解説しましたが、本稿では、基準公開草案の結論の背景や各要求事項等にも触れながら解説します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

II 基準の構造

今回公表された2つの公開草案では3つの要求事項

▶ 図1 基準の構造



が定められています（図1参照）。1つが全般的な要求事項です。全般的な要求事項ではIFRSサステナビリティ開示基準の一般的な特徴（報告企業、重要性、結合された情報等）が定められています。

2つ目が気候関連開示の要求事項です。気候関連開示の要求事項はいわゆるテーマ別要求事項として、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」及び「指標と目標」の4つのコアとなる要素に沿って具体的な開示要求事項が定められています。

3つ目が産業別開示要求事項です。これは、気候関連開示の公開草案の付録Bで定められていて、特定の業界に属する企業が開示すべき要求事項を定めたものです。当該要求事項は米国サステナビリティ会計基準審議会（SASB）の産業別スタンダードから派生したものです。

▶表1 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（公開草案）の構成

表題	項目		
目的（1～7項）	—		
範囲（8～10項）	—		
コアとなる要素（11～35項）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ガバナンス ▶ 戦略 ▶ リスク管理 ▶ 指標と目標 		
一般的な特徴（36～92項）	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 報告企業 ▶ 結合された情報 ▶ 適正な表示 ▶ 重要性（マテリアリティ） ▶ 比較情報 </td> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 報告の頻度 ▶ 開示箇所 ▶ 見積り及び結果の不確実性の発生要因 ▶ 誤謬 ▶ 準拠性の記述 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 報告企業 ▶ 結合された情報 ▶ 適正な表示 ▶ 重要性（マテリアリティ） ▶ 比較情報 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 報告の頻度 ▶ 開示箇所 ▶ 見積り及び結果の不確実性の発生要因 ▶ 誤謬 ▶ 準拠性の記述
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 報告企業 ▶ 結合された情報 ▶ 適正な表示 ▶ 重要性（マテリアリティ） ▶ 比較情報 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 報告の頻度 ▶ 開示箇所 ▶ 見積り及び結果の不確実性の発生要因 ▶ 誤謬 ▶ 準拠性の記述 		
付録	<p>A 用語の定義</p> <p>B 適用時期</p> <p>C 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性</p>		

“[Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information”に基づき作成

III 全般的な要求事項

公開草案「全般的な要求事項」では、目的、範囲、4つのコアとなる要素、そして一般的な特徴について要求事項が定められています（表1参照）。4つのコアとなる要素についてはIVで解説する気候関連開示でも開示要求事項が定められていて基準間での重複が見られます。本セクションでは、全般的な要求事項に定められた一般的な特徴を中心に解説します。

1. 目的

「全般的な要求事項」の目的は、一般目的財務報告の利用者（以下、利用者）が企業に経済的資源を提供すべきか否かに関する意思決定を行う際に有用となる、サステナビリティ関連のリスクと機会に関する重要な情報の開示を企業に求めることです。サステナビリティ関連のリスクと機会が企業のビジネスモデルや戦略に影響を与え、その結果企業価値の変動をもたらすと考えると、そういうリスクや機会を適切に理解するための情報開示が大切になります。したがって、本公開草案では企業価値評価のための情報開示にフォーカスしていると考えられます。

2. 範囲

前述の通り、IFRSサステナビリティ開示基準は企業

価値評価のための情報開示を企業に求めています。当該基準に従って開示されるサステナビリティ関連財務情報については、定義付けされているものの、企業価値評価に関する情報は時間と共に変化することを反映し、意図的に広範囲なものとなっています。

また、企業は、関連する財務諸表をIFRS基準又はその他のGAAPに準拠して作成する場合でも、このIFRSサステナビリティ開示基準を適用することができる旨が明確にされているため、IFRS適用企業以外でもIFRSサステナビリティ開示基準を適用することが可能です。

3. 一般的な特徴

（1）報告企業

公開草案は、一般目的財務諸表を作成する報告企業に、サステナビリティ関連財務情報の開示を義務付けることを提案しています。財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の両方で同じ報告企業とすることは、企業が財務諸表とサステナビリティ関連の財務情報を関連付けることを可能にしています。

関連会社等は財務諸表の報告企業グループには含まれません。しかし、気候関連開示では、関連会社、ジョイントベンチャー及びその他の投資ならびにバリューチェーンなどに関する、重大なサステナビリティ関連のリスクと機会の測定又は開示要求が定められ、今後

開発される他のIFRSサステナビリティ開示基準でも同様に定められる予定とされています。

さらに、サステナビリティ関連財務開示としては、バリューチェーン全体にわたり直接的・間接的に契約し取引を行う当事者との活動、相互作用、関係性に関連するサステナビリティ関連リスクと機会に関する情報を開示することが求められる場合があると述べられている点に留意が必要です。

(2) 結合された情報

企業は、利用者が、サステナビリティ関連のさまざまなりスクと機会のつながりを評価し、これらのリスクと機会に関する情報が、一般目的財務諸表における情報とどのように関連しているかを評価できるような情報を提供しなければなりません。例えば、企業は、低炭素代替エネルギーに対する消費者の選好のために、自社製品に対する需要の減少に直面するかもしれません、短期、中期、長期のキャッシュ・フローに影響することを開示することが考えられます。

(3) 適正表示

適切な表示を行うためには、IFRSサステナビリティ開示基準の要求事項を適用するだけでなく、必要に応じて追加開示を行うことが必要になります。また、重要性の低い情報によって重要な情報を不明瞭にする、あるいは、関連性のない重要な項目を集約して開示することによって、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を低下させてはならないとされています。

(4) 重要性

サステナビリティ関連財務情報は、その情報を省略したり、誤表示したり脱漏した時に利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想される場合に、重要性があるとされています。また、重要性は情報が関連する項目の性質や規模（その両方）に基づき企業固有のものという側面があり、基準案では重要性の閾値について明示されていません。

(5) 比較情報

サステナビリティ関連財務開示を行う場合、企業は、最新の見積りを反映した比較情報を開示しなけれ

ばなりません。前期に報告された情報とは異なる比較情報を報告する場合には、前期の報告書で開示した金額との差額及び修正理由を開示しなければなりません。

(6) 報告頻度

企業は、サステナビリティ関連財務開示を関連する財務諸表と同時に報告し、サステナビリティ関連財務開示は財務諸表と同じ報告期間になります。

(7) 開示箇所

IFRSサステナビリティ開示基準によって要求される情報は、一般目的財務報告の一部として開示することが求められています。一般目的財務報告とは、特定の開示文書を指しているものではなく、投資者やその他の金融資本提供者を対象とした報告パッケージであり、例えば、経営者の説明（MC : Management Commentary）^{※1}が一般目的財務報告の一部を構成している場合には、それに含めることができます。また、当該財務報告の中のどこで開示するかは各国の規制当局が決めることになると考えられます。

(8) 見積りと結果の不確実性の発生要因

指標が直接測定できず推定による場合には、測定に不確実性が生じます。開示した指標の中で不確実性が著しく高い指標を特定し、その不確実性の源泉と性質、及び不確実性に影響を与える要因を開示する必要があります。

(9) 誤謬

過年度においてサステナビリティ関連財務開示の脱漏又は誤表示が存在する場合、過年度の誤謬に該当し、実務上可能な限り、企業は、発見された後に最初に発行が承認される一般目的財務報告において、重要性（マテリアリティ）がある過年度の誤謬を遡及的に訂正する必要があります。

(10) 準拠性の表明

サステナビリティ関連財務開示がIFRSサステナビリティ開示基準における目的適合性がある要求事項の全てに準拠する企業は、準拠性に関する明示的かつ無限定の記述を含める必要があります。

※1 MCは特定の決まった名称があるわけではなく、例えばMD&Aや統合報告書等、さまざまな名称の報告書に組み込まれている場合がある。



IV 気候関連開示の要求事項

気候変動は、全ての企業の活動及び経済に重大なリスクをもたらす一方で、エクスポートヤーの程度、種類及び気候関連のリスクと機会が企業価値の評価に与える影響は、セクター、産業、地理及び企業によって異なる可能性があります。利用者は、各企業の財政状態、財務業績及び将来のキャッシュ・フローを評価する際、その結果をもたらす土壌となる「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」に関する企業の洞察を求めてています。また、利用者は、気候関連のリスクと機会を管理するために企業が設定した「目標」と、その目標達成に向けた進捗を測定するために用いる「指標」を理解したいと考えています。これら4つのコアとなる要素に関する情報を利用者に提供することで、利用者が適切に企業価値を測定できるようになります。気候関連開示の公開草案で求められる開示について4つのコアとなる要素ごとに解説します（表2参照）。

▶表2 気候関連開示（公開草案）の構成

目的（1～2項）
範囲（3項）
ガバナンス（4～6項）
戦略（7～15項）
気候関連リスクと機会
戦略及び意思決定
企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フロー
気候レジリエンス
リスク管理（16～18項）
指標と目標（19～24項）
付録A 定義
付録B 産業別開示要求事項
付録C 適用時期

1. ガバナンス

「ガバナンス」の開示の目的は、利用者が、気候変動に関連するリスクと機会を監視・管理するために企業によって用いられるガバナンスのプロセス、統制、

手続を理解できるようにすることです。具体的には、気候変動関連のリスクと機会に対する監督責任を有する組織や個人が誰か、そういった組織等に気候関連の事案が報告されるプロセスやその頻度、さらには、これらの監督責任を遂行する上でスキルと能力をどのように確保しているのか等といった点についての開示が求められます。

2. 戦略

「戦略」の開示の目的は、利用者が、気候変動に関する重大なリスクと機会に対処するための企業の戦略を理解できるようにすることで、以下の開示が必要になります。なお、公開草案では以下の項目だけでなくより詳細に開示すべき項目が提案されています。

（1）企業が識別した重大なリスクと機会が短期・中期・長期にわたりビジネスモデルや企業戦略等に与える影響

重大な気候関連のリスクと機会を識別する際に、企業は、産業別開示要件（気候関連開示の付録B）で定義された開示トピックを参照する必要があります。

（2）これらの重大なリスクと機会が企業のビジネスモデル及びバリューチェーン^{※2}に及ぼす影響

リスクと機会がビジネスモデルに与える影響に対する企業の評価を理解できるようにするために、バリューチェーンに与える現在及び将来の影響及び、リスクと機会がバリューチェーンのどこに集中しているか（例えば、地理的地域、資産の種類、流通チャネル等）について開示しなければなりません。

（3）重大なリスクと機会が企業の移行計画^{※3}を含む戦略及び意思決定に与える影響

移行計画のための気候関連目標として、具体的には、バリューチェーン内での排出削減を通じて達成される企業の排出量の目標や、当該目標がカーボンオフセット^{※4}に依存する程度やその種類（炭素除去^{※5}か排出回

※2 報告企業のビジネスモデル及び企業がオペレーションを行う外部環境に関連する活動、資源及び関係の全範囲

※3 実質カーボンゼロなどの野心的な目標を含む低炭素経済の移行に向けた事業計画・戦略を指す。低炭素移行計画とも呼ばれる。

※4 排出権プログラムによって発行される、温室効果ガスの排出削減又は除去を表す排出単位のことであり、電子登録によって一意にシリアル化され、発行、追跡、取り消しが可能である。

※5 炭素除去とは、大気中から温室効果ガスを取り出す手法である。炭素除去には、植林や森林保護といった自然由来の方法や工場などから排出されたCO₂を他の気体から分離して、地中に貯留・圧入するという二酸化炭素回収・貯留技術（Carbon dioxide Capture and Storage : CCS）といった先進的な技術を利用した方法がある。

避^{※6}かを含む)、オフセットの認証スキーム等について開示が求められます。

(4) リスク及び機会が企業の財政状態等に与える影響及びそれらが計画にどのように織り込まれているか
財務諸表で報告される資産及び負債の帳簿価額に、翌事業年度にかけて重要な修正が生じる可能性がある重大なリスクが存在する気候関連のリスクと機会について開示が求められます。

(5) 物理的リスク^{※7}や移行リスク^{※8}に対する企業の戦略的レジリエンス(不確実性に対する適応能力)

レジリエンスの開示に当たっては、そうすることができない場合を除き、シナリオ分析の実施を要求しています。また、シナリオ分析を実施することができない企業に対しては、代替的な手法(例えば、定性的分析、単一点予測、感応度分析、ストレステスト)を用いてレジリエンス評価を実施することが求められます。

3. リスク管理

「リスク管理」の開示の目的は、利用者が気候変動関連のリスクと機会を、識別・評価・管理するためのプロセスを理解できるようにすることです。

具体的には、リスクと機会の識別や評価、優先順位付けを行う際のプロセスや、これらの測定方法、また、重大なリスクと機会ごとに、モニタリングや管理、リスク軽減等の対応方針を開示することが求められており、利用者が企業のリスク管理プロセスの成熟度を理解することを後押しするものとなっています。

4. 指標と目標

「指標と目標」の開示目的は、利用者が企業の重大な気候リスクと機会をどのように測定・監視・管理しているか、また企業が設定した目標に対する進捗を含むパフォーマンスをどのように評価しているかを理解

することができるようになります。

具体的には、産業横断的な気候関連指標、気候関連開示付録Bに定められている産業別指標、目標達成の進捗を測定するための指標、気候リスクを低減し機会を最大化するための目標について開示することが求められます。

(1) 産業横断的な指標

温室効果ガス(GHG)排出量や、物理的リスクや移行リスクに対して脆弱な資産の金額等、内部炭素価格、気候関連事項にリンクした役員報酬の割合やその織り込み方法といった内容の開示が求められています。

(2) GHG排出量

スコープ1,2,3別の総排出量を開示します。スコープ1,2については、①連結グループ(親会社及び子会社)と②関連会社、ジョイントベンチャー、連結グループ外のその他の関係会社に区別して開示が求められます。スコープ3については、どのスコープ3排出量が開示に含まれているか理解できるように、排出量測定の対象となるカテゴリー(付録Aの定義では、購入した財及びサービス、従業員の勤務、出張、販売した製品の廃棄処理、等の活動が挙げられています)を説明することが求められています。

(3) 目標

目標については、具体的に、最終目標か中間目標か、目標の期間、進捗を測るために設定された比較対象期間、直近の国際的合意^{※9}と設定した目標との比較等の開示が求められます。

V 産業別開示要求事項

産業別の開示要求事項及び指標については、気候関

※6 回避された排出とは、ある製品、サービス、プロジェクトが存在しない状況と比較した場合、あるいはベースラインと比較した場合に、その製品、サービス、プロジェクトからの将来の潜在的な削減排出量を示すものである。

※7 気候変動の物理的影響(災害/自然現象の変化など)により事業に生じるリスク(例:異常気象による原材料の調達コストが増加する)。極端な気象事象(例:サイクロン)の発生を契機とする「急性」の物理的リスクと、気候パターンの長期的な変化による海面上昇等の「慢性」の物理的リスクに分けられる。

※8 低炭素社会への移行に伴い事業に生じるリスク(例:顧客の環境意識が高まることによる自社製品の需要低下)

※9 最新の国際的合意とは、気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)締約国会議(いわゆるCOP〇〇)で合意される削減目標などを指し、本公開草案発表時点では、パリ協定(16年4月)が直近であり、地球温暖化を産業革命以前の水準より2℃より十分に低く抑えること、及び産業革命以前の水準より1.5℃まで温暖化を抑える努力を追求することとなっている。



連開示の付録Bに11の産業と68の業種について開示項目が設定されており、これらの各開示項目に対し、要求される指標や適用における技術的なプロトコルが関連付けられています。

産業ごとに、気候関連リスク又は機会に関連する開示トピック^{※10}が特定され、それに応じて指標^{※11}が関連付けられています。コングロマリット企業のように産業横断的に業務が水平統合している又はバリューチェーンを通して業務が垂直的統合されている場合は、複数の産業別要求事項の適用が求められる場合があります。

VI おわりに

ISSBは、公表した2つの公開草案に対する利害関係者からのフィードバックコメントを募集（期限は22年7月29日）していく、年後半からは審議を再開し22年中の基準最終化を目標として掲げています。また、EU、米国でもサステナビリティ開示のルール策定に関する動きが活発になっています。このような世界の動向と共に国内の動きとして金融庁や日本サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の審議の内容も注視しながら、充実した企業価値報告に向けての準備を進めいくことが大切になってきます。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
サステナビリティ開示推進室
E-mail : sd.office@jp.ey.com

-
- ※10 気候関連開示公開草案のB13では、自動車セクターに属する企業が開示トピックを「燃費経済と使用段階の排出量」と設定している例が挙がっている。
- ※11 気候関連開示公開草案のB13では、自動車セクターに属する企業が開示トピックに関連する指標として、「ゼロエミッション車（ZEV）の販売台数」の例が挙げられている。

会計情報レポート

2023年3月期第1四半期 決算上の留意事項

品質管理本部 会計監理部

公認会計士 宮崎 徹



▶ Toru Miyazaki

公認会計士 大竹勇輝



▶ Yuki Otake

公認会計士 石川 仁



▶ Jin Ishikawa

品質管理本部 会計監理部において、会計処理および開示に関して相談を受ける業務、ならびに研修・セミナー講師を含む会計に関する当法人内外への情報提供などの業務に従事している。

I はじめに

23年3月期においては、改正時価算定適用指針及びグループ通算制度に係る実務対応報告42号が期首から原則適用となります。また、新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）やウクライナ情勢の影響は、引き続き会計上の見積りに影響を与えることが考えられます。このため本稿では、これらを中心に23年3月期第1四半期決算にあたっての留意事項を解説します。なお、本文中で使用する会計基準の略称及び適用開始時期は＜表1＞のとおりです。

また、文中の意見にわたる部分は筆者らの私見であることをあらかじめお断りします。

II 時価算定会計基準及び改正時価算定適用指針のポイント

1. 当四半期決算における時価算定会計基準による注記事項

19年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に

関する会計基準」（以下、時価算定会計基準）が公表され、それに合わせて企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下、四半期適用指針）が改正されました。また、時価算定会計基準の公表に伴い、20年3月6日に、四半期連結財務諸表規則及び四半期財務諸表等規則も改正され、四半期において求められる金融商品に関する注記事項も改正されました。

具体的な四半期における注記事項は、＜表2＞のとおりです。なお、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く（連結）財務諸表提出会社は、第1及び第3四半期において、＜表2＞の注記を省略することができます。

ここで、時価算定会計基準の適用初年度においては、経過措置が設けられていたことから、＜表2＞の②の事項については、注記は要しないとされていました。しかし、時価算定会計基準の適用後2年目である23年

▶表1 会計基準略称及び適用時期の一覧

適用開始時期	会計基準の名称	略称
23年3月期から 原則適用	21年6月17日改正の企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」 実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」	改正時価算定適用指針 実務対応報告42号
※ 本稿は22年5月23日の脱稿時点の情報に基づくものである		

▶表2 四半期における金融商品に関する注記事項

ケース	注記事項
① 当該金融商品に関する四半期（連結）貸借対照表の科目ごとに、会社（企業集団）の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期（連結）貸借対照表計上額その他の金額に前期末日に比して著しい変動が認められる場合*1*2	四半期（連結）貸借対照表の科目ごとに次に掲げる事項 ▶四半期（連結）貸借対照表計上額 ▶時価 ▶四半期（連結）貸借対照表計上額と時価との差額
② 時価で四半期（連結）貸借対照表に計上している金融商品については、当該金融商品に関する四半期（連結）貸借対照表の科目ごとに、会社（企業集団）の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前期末日に比して著しい変動が認められる場合	時価のレベルごとの合計額 ▶レベル2又はレベル3の時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

*1 当該四半期（連結）貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る（連結）貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができるとされている。

*2 四半期（連結）貸借対照表日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準する金融商品については、当該事項の記載を要しないとされている。なお、この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び四半期（連結）貸借対照表計上額を注記しなければならないとされている。

3月期第1四半期において、<表2>の②の事項については、新たに開示が求められるため、留意が必要です。ただし、<表2>にも記載のとおり、四半期（連結）貸借対照表の科目ごとに、会社（企業集団）の事業の運営において重要なものとなっており、金額が前期末日に比して著しい変動が認められる場合にのみ注記が求められています。

2. 当四半期における改正時価算定適用指針のポイント

改正前の企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、時価算定適用指針）においては、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、時価算定会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととされていました。また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記については、時価を把握することが極めて困難と認められることを理由に時価の注記を行っていないケースが従来みられていましたが、一定の検討を要するため、投資信託に関する取扱いを改正する際にその取扱いを明らかにすることとされました。

上記の経緯を踏まえ、ASBJにおいて審議が行われていましたが、21年6月に改正時価算定適用指針が公表されました。22年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から改正時価算定適用指針が原則適用となります。22年3月期においては、多くの会社が改正時価算定適用指針を早期適用せず、投資信託について改正前の会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」の取扱いを適用できる経過措置を適用していたと考えられます。このため、23年3月期より適用される改正時価算定適用指針の四半期決算におけるポイントを解説します。

（1）投資信託の時価の算定

投資信託財産が金融商品又は不動産である投資信託の具体的な時価の算定に関する取扱いは、次ページ<表3>のとおりです。

（2）貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱い

組合等への出資の会計処理については、有価証券とは異なり時価をもって貸借対照表価額とすることは求めておらず、どのようなケースで時価の注記を求めるかについては、どのようなケースで時価をもって貸借対照表価額とすることが必要であるかと併せて検討する必要があるとされました。したがって、会計処理について今後の検討課題であることを認識した上で、改正後の時価算定適用指針では、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資について、時価の注記を要しないこととされました。

（3）四半期における注記事項

改正時価算定適用指針の適用に伴う、四半期での注記事項は次のとおりです。なお、<表2>に記載のとおり、四半期（連結）貸借対照表の科目ごとに、会社（企業集団）の事業の運営において重要なものとなっており、金額が前期末日に比して著しい変動が認められる場合にのみ注記が求められています。

- ① 四半期貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準する事業体への出資については、<表2>の①の注記事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない
- ② 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、<表2>の①の注記事項の記載において、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の四半期貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く）
- ③ 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、<表2>の②に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない

なお、改正時価算定適用指針の適用初年度においては、上記の①及び②の注記事項については比較情報について記載することを要しないとされており、また、③の注記事項については、比較情報も含めて、記載す

▶表3 投資信託の時価の算定に関する取扱い

ケース	取扱い
市場における「取引価格」がある場合	「取引価格」を時価とする
市場における「取引価格」がない場合	以下のいずれか ▶「基準価額」を時価とする ▶「その他の算定手法に基づいて算定した価格」を時価とする
	「基準価額」を時価とみなす取扱いを適用する場合*1*2 ▶「基準価額」を時価とみなす 「基準価額」を時価とみなす取扱いを適用しない場合、以下のいずれか ▶「基準価額に所定の調整を加えた価格」を時価とする ▶「その他の算定方法に基づいて算定した価格」を時価とする

*1 投資信託財産が金融商品である投資信託については、当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に従い作成されている場合などの一定の要件を満たす場合に、「基準価額」を時価とみなす取扱いを適用することができるとされている。

*2 投資信託財産が不動産である投資信託については、投資信託財産である不動産の時価の算定が会計基準の対象に含まれないことから、当該投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価について会計基準と整合する評価基準が用いられている等の要件は設けないこととしたとされている。

ることを要しないとされています。

また、改正時価算定適用指針の適用初年度においては、改正時価算定適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用するとされており、この場合、その変更の内容について注記するとされています。

III 会計上の見積りのポイント

1. 新型コロナウイルス感染症の影響

わが国では、一時は感染者数の急速な減少により収束に向けた期待感も出てきていた一方、新たな変異株の影響で22年1月以降に感染が再拡大しました。現在は、国内において緊急事態宣言等が発令されている状況ではないものの、今後再び感染が拡大し、緊急事態宣言等が発令される可能性も考えられます。また、海外においても、上海のロックダウンにより物流が停滞するなど、本感染症が依然として大きな影響を及ぼしています。

以下においては、主に23年3月期第1四半期の財務諸表を作成するにあたって、本感染症が会計上の見積りに与える影響を評価する際に企業が考慮すべき留意点をまとめています。会社の業種・業態によっては、以下に記載した論点以外にも重要な論点が存在する可能性がありますので、各社の状況を鑑み、慎重にご検討ください。

(1) 四半期決算における基本的な考え方

四半期決算では、開示の迅速性を踏まえ、財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲で、前年度決算から経営環境等に著しい変化が生じていないことを前提に、前年度決算の結果を利用した会計処理を行うことが認められていますが（四半期適用指針16項など）、本感染症に起因する経営環境の変化は、日々刻々と企業に大きな影響を与えていると考えられることから、簡便的な会計処理を採用している場合においても、3月の本決算後の経営環境の重要な変化を四半期決算に織り込んでいく必要があります。

(2) 会計上の見積りに与える影響

会計上の見積りは、「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」とされています。

ここで、「会計上の見積りを行うまでの新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」（20年4月10日公表ASBJ議事概要）では、次の点に留意するとされました。

- ▶合理的な金額の算出に際し、本感染症の影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要がある
- ▶一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客觀性のある情報を用いることができる場合には、これを可能な限り用いることが望ましいものの、客觀性のある情報が入手できないような場合には、今後の広がり方や収束時期等も含め、企業自ら一定の仮定を置くことになる
- ▶企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、誤謬には当たらないものと考えられる

企業の状況によっては、現在においても、本感染症が企業の業績に与える影響を正確に見通すことが困難な状況が継続していることも考えられます。このような場合、上記議事概要の考え方を踏まえて、この四半期決算においても、外部の情報源に基づく客觀性のある情報が入手できない場合には、企業自ら一定の仮定を置くことが引き続き必要と考えられます。

なお、本感染症が発生してから数年が経過していることに鑑みれば、企業の状況によっては、本感染症の発生間もない時期と比べて、見積りの不確実性の程度が相対的に低くなっていることも考えられます。したがって、企業自ら一定の仮定を置くにあたっては、それぞれの企業が置かれている現時点の状況に照らして、当該仮定が最善の見積りといえるかどうかを検討することが求められると考えられます。

▶表4 四半期における開示パターン

ケース	記載内容
前年度の財務諸表の「会計上の見積りに関する注記」に記載した本感染症の今後の広がり方や収束時期等の一定の仮定について、四半期決算において重要な変更を行った場合	他の注記に含めて記載している場合を除き、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該変更の内容を記載
前年度の財務諸表の「会計上の見積りに関する注記」において、本感染症に関する仮定の記載を行っていないが、四半期決算において重要性が増し新たに仮定を開示すべき状況になつた場合	他の注記に含めて記載している場合を除き、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該仮定を開示する
前年度の財務諸表の「会計上の見積りに関する注記」に記載した本感染症の今後の広がり方や収束時期等の一定の仮定について、重要な変更を行っていないが、重要な変更を行っていないことが財務諸表の利用者にとって有用な情報となると判断される場合	四半期財務諸表に係る追加情報として、重要な変更を行っていない旨を記載することが望ましい

この点も踏まえて、四半期決算においては、前年度決算で企業が置いた仮定の合理性について、各四半期の状況に照らして検討する必要があると考えられます。

(3) 四半期における開示

20年6月26日更新のASBJ議事概要及び20年5月11日ASBJ議事概要（追補）の考え方に基づく四半期の開示は表4のとおりと考えられます。年度では「会計上の見積りに関する注記」が求められていますが、四半期において当該注記は求められていないことから、追加情報として記載するものと考えられます。

なお、重要な変更か否かは、第2四半期以降において、直前の四半期末との比較ではなく、前年度末との比較である点にご留意ください。

2. ウクライナ情勢の影響

22年2月24日にロシアによるウクライナに対する侵攻が開始され、その後日本を含む米国・欧州などが国際決済網である国際銀行間通信協会（SWIFT）からロシアの銀行を排除するなど、ロシアに対する複数の経済制裁を課しています。ウクライナ情勢の影響は、ロシア・ウクライナに拠点や関係会社を有している企業だけでなく、両国との間で取引がある企業や原材料の調達先となっている企業においても重要な影響を及ぼす可能性があります。また、エネルギー価格の高騰などの間接的な影響は幅広い企業に及ぶものと考えられます。

したがって、多くの企業において、会計上の見積りに対するウクライナ情勢の影響を検討する必要があると考えられます。

しかし、依然としてロシアによる侵攻は継続しており、ウクライナ情勢の影響の今後の広がりを予測することは困難な状況と考えられます。また、仮に侵攻が終結したとしても、ロシアに対する経済制裁の解除等によって、侵攻前の経済環境に戻ることが見込まれるかどうかについても不確実性が高い状況と考えられます。

このように不確実性が高い状況である点は、本感染

症による影響と同様であることから、会計上の見積りに対するウクライナ情勢の影響を検討するに当たっては、上記「1. 新型コロナウイルス感染症の影響」で示した考え方が、参考になるものと考えられます。

IV グループ通算制度の適用における留意点

1. グループ通算制度及び実務対応報告42号の適用

22年4月1日以後開始する事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度に移行されました。また、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた実務対応報告42号が、22年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用されています。

本項では、実務対応報告42号を23年3月期の期首から適用している前提で、グループ通算制度自体や実務対応報告42号の内容を踏まえて、特に23年3月期第1四半期において留意すべき事項を整理していきます。

なお、グループ通算制度の概要については、本誌20年11月号及び20年12月号を、実務対応報告42号の概要については、本誌21年8月・9月合併号*を、グループ通算制度を適用するまでの税務上、会計上の留意事項については、本誌21年12月号をそれぞれご参照ください。

(1) グループ通算制度の概要

現行の連結納税制度は、企業グループ全体を1つの納税主体とする制度であり、各法人の所得金額と欠損金額を合算（損益通算）して計算した連結所得金額に、親法人の適用税率を乗じ、各種税額控除等を行って連結法人税が計算されていました。しかし、連結納税制度については、損益通算等により、単体納税に比べて連結グループ全体の法人税額が減少するというメリットがある一方、税額計算の煩雑さや、誤りが生じた場合にグループ全体の再計算が必要であり、税務調査後の修正に期間を要するというデメリットが生じてい

* 本誌21年8月・9月合併号では公開草案に基づいて解説しているが、最終公表された実務対応報告42号は、公開草案から基本的に変わっていない。

ました。

この点、グループ通算制度は、損益通算等のメリットを残しつつ、親法人及び各子法人が法人税の申告を行う個別申告方式となっている点に特徴があります。グループ通算制度の概要をまとめると<表5>のとおりです。

(2) 実務対応報告42号の概要

上記のとおり、連結納税制度とグループ通算制度とでは、全体を合算した所得を基に納税申告を親法人が行うか、各法人の所得を基にそれらを通算した上で納税申告を各法人が行うかなどの申告手続は異なるものの、企業グループの一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは同じであることから、実務対応報告42号の基本的な方針として、連結納税制度における実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（以下、合わせて「実務対応報告5号等」）の会計処理及び開示に関する取扱いを踏襲することとしている点に特徴があります。

ただし、連結納税制度とグループ通算制度との税法上の取扱いの相違点に起因して、連結納税制度適用時の会計処理及び開示と異なる部分が生じ得るという点には留意が必要です。

2. 適用による影響

ここからは、「単体納税制度からグループ通算制度へ移行した場合」と「連結納税制度からグループ通算制度へ移行した場合」とに分けて、グループ通算制度への移行にあたって会計処理へ影響する可能性がある点について、主な内容を整理していきます。

(1) 単体納税制度からグループ通算制度への移行の主な影響

① 税効果会計

グループ通算制度は企業グループの一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みとなっており、グループ通算制度を適用する通算グループ全体が「課税される単位」となると考えられることから、連結財務諸表において通算グループ全体に対して税効果会計を適用することとされています（実務対応報告42号47項）。この点、単体納税制度からの特徴的な変更点として、繰延税金資産の回収可能性の判断における企業の分類として「通算グループ全体の分類」を判断する必要があるという点が挙げられます。当該判断にあたっては、一時差異や課税所得等の通算会社ごとに生じる項目は、その合計が通算グループ全体で生じるものとして取り

扱い、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下、回収可能性適用指針）15項から32項に基づき判断することになります（実務対応報告42号17項）。

また、個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断の際の企業の分類について、「通算グループ全体の分類」と「通算会社の分類」のいずれか上位の分類に応じて回収可能性を判断することになります（実務対応報告42号13項）。そこで、例えば、「通算グループ全体の分類」が「通算会社の分類」より上位の場合には、法人税及び地方法人税に係る企業の分類が変わり繰延税金資産が増加することが考えられます。

また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順は、基本的には単体納税制度における手順（回収可能性適用指針11項）と同様ですが、通算税効果額の影響を考慮する必要があります。すなわち、将来加算一時差異の解消見込額と相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額について、まず、通算会社単独の将来の一時差異等加減算前通算前所得の見積額と解消見込年度ごとに相殺し、その後に、損益通算による益金算入見積額（当該年度の一時差異等加減算前通算前所得の見積額がマイナスの場合には、マイナスの見積額に充当後）と解消見込年度ごとに相殺することになります（実務対応報告42号11項(1)）。このため、損益通算による益金算入見積額（マイナスの見積額に充当後）だけ繰延税金資産が増加することが考えられます。

② 欠損金の切捨て

グループ通算制度の開始・加入時においては、一定の要件を満たす場合を除き、通算法人の繰越欠損金は切り捨てられることになります。このように、繰越欠損金の引継ぎが認められない場合に、切り捨てられた税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上していた場合には、当該繰延税金資産を取り崩す必要があります。当該繰延税金資産を取り崩すのは、グループ通算制度の適用を前提として税効果会計を適用することになる時点であると考えられます。したがって、実務対応報告42号を23年3月期の期首から原則適用した場合には、23年3月期の期首からグループ通算制度の適用を前提とした税効果会計を適用することになり、23年3月期第1四半期において税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を、法人税等調整額を相手勘定として取り崩すことになります。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行の主な影響

上記1. (2)のとおり、実務対応報告42号の基本的な方針として、連結納税制度における会計処理及び開示に関する取扱いを踏襲することとしていることから、会計処理に大きな影響はないと考えられるが、例え

▶表5 グループ通算制度の概要

項目	内容
基本的な仕組み	親法人及び各子法人が法人税の申告を行う
所得金額及び法人税額の計算	<p>▶ 損益通算</p> <p>① 欠損法人^{*1}の欠損金額の合計額を所得法人^{*2}の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入</p> <p>② ①の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入</p> <p>▶ 欠損金の通算</p> <p>欠損金の繰越控除額の計算は、基本的に連結納税制度と同様</p>
適用時期	2022年4月1日以後開始する事業年度から適用
開始・加入に伴う欠損金等の制限	一定の要件を満たす場合を除き、開始・加入時に通算法人の欠損金の切捨て等の制限がある
通算税効果額の授受	内国法人が他の内国法人との間で通算税効果額 ^{*3} を授受する場合には、その授受する金額は、益金及び損金に算入しない

*1 「欠損法人」とは、事業年度終了の日において、損益通算前の欠損金額が生じている通算法人をいう。

*2 「所得法人」とは、事業年度終了の日において、損益通算及び欠損金の控除前の所得が生じている通算法人をいう。

*3 「通算税効果額」とは、法人税法第26条第4項に規定する通算税効果額をいい、損益通算、欠損金の通算及びその他のグループ通算制度に関する法人税法上の規定を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額に相当する金額として、通算会社と他の通算会社との間で授受が行われた場合に益金の額又は損金の額に算入されない金額をいう。

ば以下の点のような税制の変更により、繰延税金資産の計上額に影響することも考えられます。

連結納税制度における特定連結欠損金の控除額と、グループ通算制度における特定繰越欠損金の控除額の算定方法が異なっており、連結納税制度においては、損益通算前の所得で控除額が算定されていたのに対し、グループ通算制度においては、損益通算後の所得で控除額が算定されることとなります。このため、繰延税金資産の回収可能性に影響を及ぼす可能性があります。すなわち、損益通算前所得金額におけるプラスの金額が、損益通算後所得金額では減少する又はゼロとなる場合、連結納税制度において損益通算前所得金額に基づいて回収可能性があるものとされていた特定繰越欠損金に係る繰延税金資産が、グループ通算制度では減少する又はゼロとなる可能性があります。この場合、当該繰延税金資産は、法人税等調整額を相手勘定として取り崩すことになります。

3. 23年3月期第1四半期の留意点

(1) 四半期の簡便法との関係

上記「2. 適用による影響」のとおり、グループ通算制度及び実務対応報告42号の適用に伴い税効果会計への影響が生じる可能性があります。

この点、仮に四半期における繰延税金資産の回収可能性の判断における簡便的な取扱い（企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」16項、17項）を採用している場合には、経営環境等に著しい変化が生じていない等の一定の要件を満たせば、前年度末に検討した将来の業績予測等を用いて繰延税金資産の回収可能性を簡便的に判断することができますが、適用影響がある場合には、23年3月期第1四半期において当該影響を織り込む必要があります。

(2) 会計方針の変更への該否

① 単体納税制度からグループ通算制度へ移行する場合

単体納税制度からグループ通算制度へ移行する場合には、税制上の制度の変更による影響が生じるのみであり、グループ通算制度への移行に伴って新たな会計方針を採用することは、「会計処理の対象となる新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の原則及び手続の採用」に該当し、会計方針の変更には該当せず、会計方針の変更に関する注記も要しないと考えられます。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行の影響

上記のとおり実務対応報告42号は実務対応報告5号等の会計上の取扱いを踏襲しており、会計方針の変更によって重要な影響は生じないと考えられます。このため、実務対応報告42号の適用は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するものの、会計方針の変更による影響はないものとみなすこととされており、会計方針の変更に関する注記も要しないとされています（実務対応報告42号32項(1)、67項）。

なお、上記のとおり、いずれの場合であっても、会計方針の変更に関する注記は不要と考えられますが、単体納税制度又は連結納税制度からグループ通算制度へ移行し、実務対応報告42号を適用している旨を追加情報として注記することが考えられます。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
品質管理本部 会計監理部
E-mail : jp.audit-m-kaikeikanriinbox.jp@jp.ey.com

デジタル&イノベーション

Digitalを活用した攻めのリスク管理

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance 山岡正房 横井知行 久島弘靖



► Tadafusa Yamaoka

BC-Finance (CFO部門向けコンサルティングチーム)において、Finance DXおよびトレジャリー領域のオファリング責任者を務める。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) アソシエート・パートナー。



► Tomoyuki Yokoi

BC-FinanceのTreasuryオファリングチームに所属。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。



► Hiroyasu Kushima

BC-FinanceのFinance DXオファリングチームに所属。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。

I はじめに

VUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）の時代といわれる近年、企業を取り巻くビジネスの環境は大きく変化しています。地域紛争や新型コロナウィルス感染症（COVID-19）、大規模自然災害など、これまで想定していなかった事象が現実となるなど、リスク要因は複雑化し、顕在化した時の影響も拡大しています。そうした中、企業のファイナンス部門に求められるリスク管理の在り方も、従来よりも高い次元のものへと変化することが求められています。

本シリーズでは全8回にわたり、Finance DXに関する包括的な論述を行っています。第5回となる本稿では、ファイナンス部門が主導するリスク管理におけるデジタル技術の活用について論述します。

まり企業価値の番人として、コンプライアンスリスクや財務リスクなどさまざまな事業を取り巻くあらゆるリスクを管理し、企業価値の棄損を防ぐ役割です。この役割は、いわば「守り」のリスク管理と呼ぶことができます。

一方で、VUCAの時代において企業が継続的に成長を遂げるためには、一定の健全なリスクテイクも必要であり、さまざまな将来予測を通じて最適なリスクテイクの意思決定をナビゲートするBusiness Partnerとしての役割も、今後のファイナンスには求められることが想定されます。これは「攻め」のリスク管理と呼ぶことができます。

III 「守り」のリスク管理におけるデジタル活用

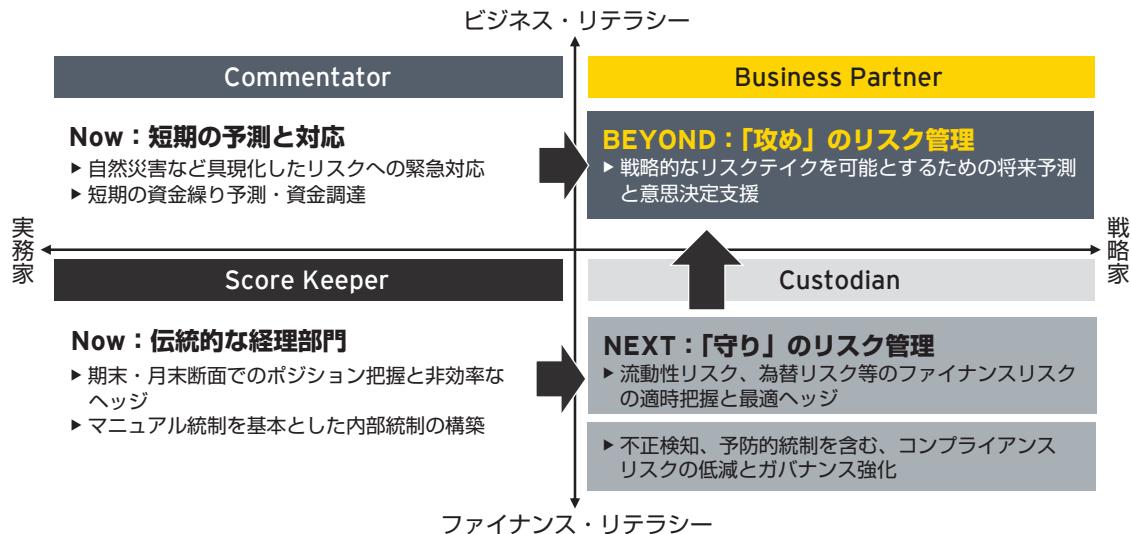
「守り」のリスク管理におけるデジタルの活用としてまず考えられるのは、企業内の大量のデータを解析することにより、不正の傾向を早期に検知することです。また、このようなモニタリングの仕組みがあることを周知することで、心理的な圧迫を与えて不正を未然に防ぎ、予防的統制を強化することにつながります。この分野は監査法人を中心に研究開発が進んでお

II ファイナンスが担うリスク管理の概要

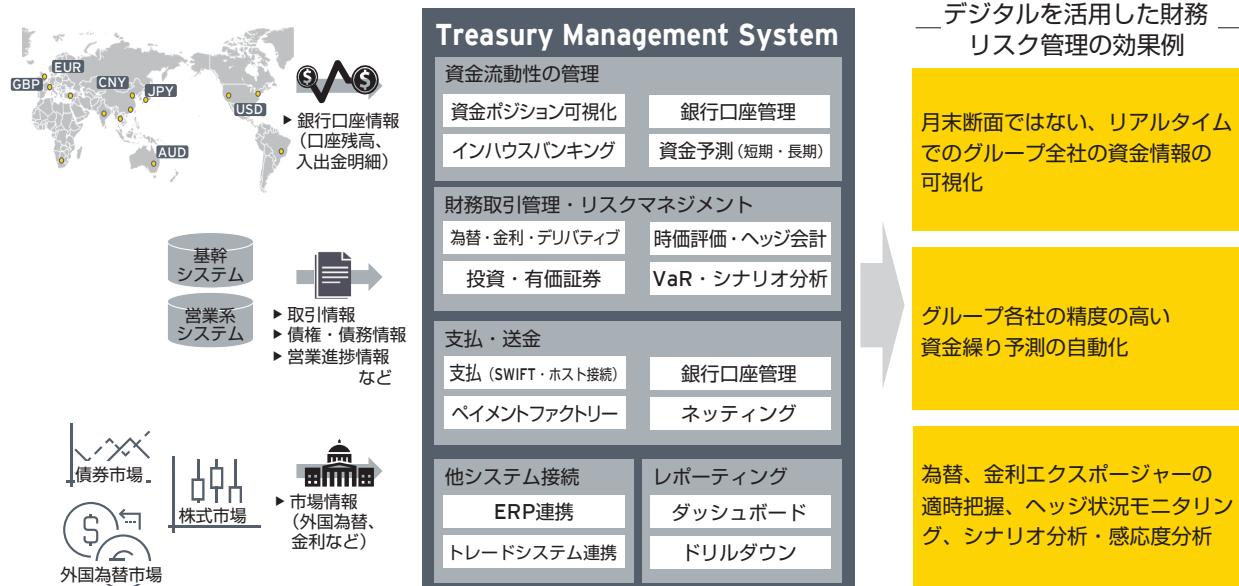
＜図1＞はこれまで本連載でも登場したファイナンスの役割の2軸4象限に対して、リスク管理の機能をマッピングしたもののです。

まず足元の役割として重要なのは、Custodian、つ

▶図1 ファイナンスが担うリスク管理



▶図2 デジタルを活用した財務リスク管理



り、次号以降で詳述することとします。

「守り」のリスク管理における、もう1つの重要な領域は、流動性リスクや為替リスクといった、資金・財務に関わるリスクを適時把握し、低減・ヘッジする取組みです。

この領域では、<図2>のようなクラウド型のトレジャリー管理システムを中心に既に3つのポイントでデジタルの活用が進んでいます。

1点目は、海外の子会社・孫会社を含む資金の状況を可視化することです。これまで連結レポートティングパッケージ等を通じて、期末・月末でしか把握できなかった各社の資金状況を、銀行口座情報をシステムでつなぐことによって、各社の資金の動きを本社からリアルタイムで見えるようにすることで、不自然な資金の流れ等を事前に察知することが可能になります。

2点目は、資金の流動性リスクを最小化することです。現預金の情報だけではなく、債権債務情報、あるいは受発注情報などを基幹システム等から連携する

ことによって、個社ごとの精度の高い資金繰り予測が可能になり、かつ即時性と透明性も高まります。本社財務部としてはこの情報を元に、さまざまなグループファイナンス等の手当てを前広に提案することで、流動性を担保しつつもグループ全体の資金効率を向上させることができます。

3点目は、外国為替や金利といった市場性のあるマーケットリスクを低減することです。グループ内の通貨別のポジションやエクスポージャーを、システムを通じて適時に把握することで、自社のヘッジポリシーに合わせた最適なリスク低減のための取組みにつなげることが可能になります。

IV 「攻め」のリスク管理が必要となる背景

Ⅲで述べたように「守り」のリスク管理におけるデジタルの活用は、すでに実用化の段階に達しており、

多くの企業が導入を進めています。

一方で、企業の継続的な成長は「守り」一辺倒では成り立ちません。なぜなら企業を取り巻く競争環境、あるいはバリューチェーンそのものが、さまざまな要因により急激な変化・破壊にさらされているからです。

経済のグローバル化やデジタル化によるバリューチェーンの質的変容はこれまで言及されたことですが、それに加えてカーボンニュートラルに代表されるSDGs等の機運の高まり、社会的要請もまた、バリューチェーンに大きな影響を与えます。例えば、自動車産業はEVの登場により、これまでの産業構造とは大きく変化しており、自動車というバリューチェーンの中ににおいて収益と成長が見込まれるビジネスドメインが移り変わることが考えられますし、環境規制等が今後より厳しく、また、対象も広くなることを想定すると、新たな研究開発が重要な競争優位の源泉となり、そこに内包されるリスクの質もこれまでとは変わってきます。

また、地域紛争などの地政学上のリスク、あるいはパンデミックや大規模災害などによる影響も深刻です。これらの事象により、人・モノの移動は制限され、半導体や鉱物資源などの重要な部品や資材の品薄・欠品といったサプライチェーン断絶がグローバルで看過できないレベルまで広がっています。

さらに、これまで別の業界と考えられてきた他のバリューチェーンとの融合も考えられます。例えば自動運転技術の発達により、自動車が移動手段だけではなく、エンターテインメント端末としての性格を帯びてくると、インターネット企業等との業務連携を含めた、新たなバリューチェーン領域へのチャレンジが必要となります。

このような既存のバリューチェーン構造の変化や、新たなバリューチェーンの登場は、既存のビジネスの縮小・消滅をもたらす可能性があり、従来のビジネスドメインを守り続けることは、それ自体がリスクともいえます。継続的に企業が生き残り、成長していくためには、川上企業のM&Aや川下ビジネスへの事業投資、あるいは今後融合が想定される他のバリューチェーンのメジャープレイヤーとの資本連携など、積極的なリスクテイクが求められます。こうしたリスクテイクを一定の安心感を持って行えるための「攻め」のリスク管理が、これから時代には求められます。

V 「攻め」のリスク管理におけるデジタル活用

「攻め」のリスク管理におけるデジタルの使いどころとしては、<図3>に示すように大きく4点が考えられます。

1つ目は現状把握です。自社が属するバリュー

チーン全体の中のどのビジネスドメインが、どの程度の市場規模・収益性・成長性を持っているか。おのがどのようないくつかの種類・性質のリスク要因を持っているか。またそのリスクが顕在化した際の収益等へのインパクトはどの程度のものか、そして自社グループがこのバリューチェーンの中でどのようにリスクマネーを投入しているのか等の情報をタイムリーに収集し活用できるようにするために、例えばデータレイクやBIツールを応用して、ダッシュボードのイメージで可視化し全体俯瞰できるようにすることが、「攻め」のリスク管理に向けた第一歩になります。

ここでのポイントは「全体俯瞰」であり、現在自社グループが事業を展開しているビジネスドメインのみではなく、自社にとってホワイトスペースとなっている上流事業、下流事業を含めて俯瞰できることが重要です。

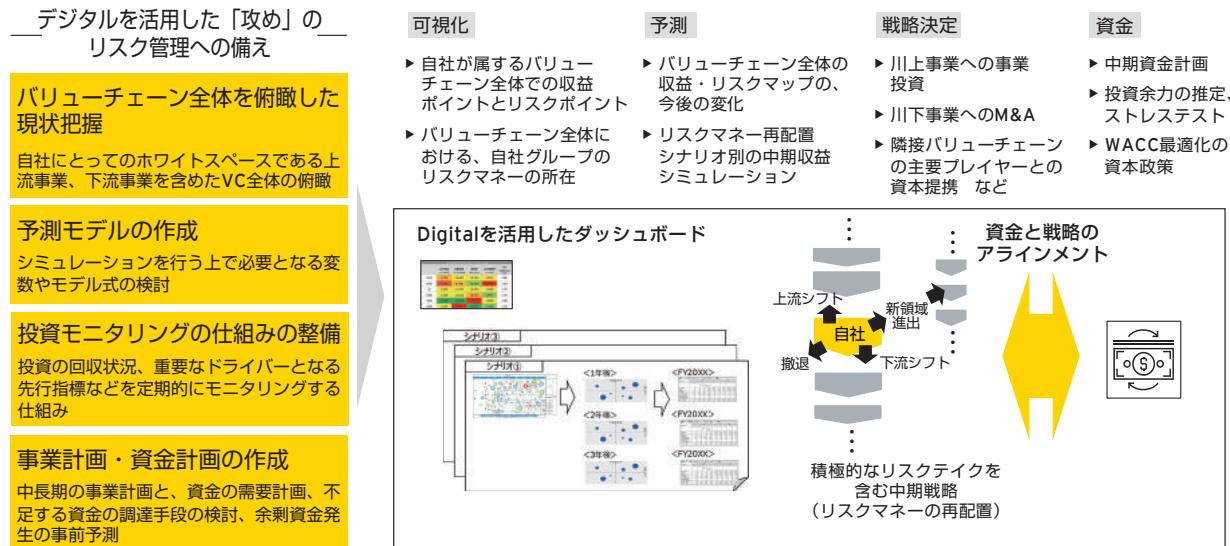
2つ目は将来予測です。大きな社会変動、メガトレンドによる影響は、自然災害のように突然に発生することがありますが、多くは5年、10年という長期スパンで顕在化しバリューチェーンに変化を引き起こします。現在見えているトレンドだけでなく、将来のトレンド予測も踏まえて、より長期の視点でバリューチェーンの変化と、その中のリスク要因を捉えて影響をシミュレーションし、事業計画を見直していくことが重要です。

1つ目で俯瞰したバリューチェーンの全体像が今後どのように変化するか。またバリューチェーンの中に内包するさまざまなリスクが顕在化した際に、どのようなインパクトを与えるか。それに対して自社がどのようにリスクマネーを投入すると、どういう長期的損益となるか。これらをシナリオ別にシミュレーションするには、多くの変数とモデル式の処理が必要であり、デジタル技術の活用が必須です。

3つ目は投資モニタリングです。新たなリスクマネーの投入にあたっては、当然ながら一定の予測、シミュレーションに基づく投資回収計画が策定されます。その回収状況を財務的な結果のみではなく、重要なドライバーとなる先行指標を含めて定期的にモニタリングし、また外部要因に基づく変数の大きな変化が予測される際には、それに応じた追加投資や撤退を含めた適時の軌道修正を行い、さらには各案件の投資回収結果を踏まえて、予測・シミュレーションのモデル式自体を見直し、ブラッシュアップします。そのためのモニタリングの仕組みを整備するには、1点目と同様にデータレイクやBIツールの活用が必要になります。

最後の4点目は、戦略と資金のアライメントです。最適な戦略に基づき事業投資を行うには資金の裏付けがあることが重要です。巨額のマネーを必要とする大型M&Aや、新規の工場建設といった場合、必要な資

▶図3 デジタルを活用した「攻め」のリスク管理



金をその時の自社のアベイラブルキャッシュだけで貰えるとは限りません。そのため、バリューチェーンとリスク要因の変化に関する長期予測を立て、それに対応するための自社グループの事業計画を策定し、いつどれくらいの資金が必要になるか資金の需要計画を持った上で、その需要に対して不足する資金の調達をどのような手段で行うのか、長期の資金計画を立てておくことが重要です。また逆に、長期で発生するまとまった余剰資金を事前に予測することで、その使い道として長期的な投資判断の検討材料とすることが可能です。

さらにいって、どのような性質、程度のリスクを抱える領域に投資するかによって許容される資金のハードルレートも変わってきます。そのため、リスクが低く安定的な収益が見込める投資には借入金を充て、ハイリスクハイリターンの投資には自己資本を充てるなど、資本政策へも影響を与えることになります。

いずれにせよ、このような戦略と資金の中長期的なアライメントのためには、Ⅲで述べたトレジャリー管理システムを含む、資金観点での包括的なプラットフォームの構築が必要になります。

VI おわりに

投資判断のための将来予測を人手による情報処理に依存する以上、経営者の意に沿った結果を出すための恣意的な要素が含まれ、適切なシミュレーション結果が得られない、という事態が容易に想像されます。そこで、できる限り多くの不確定要素を変数としてパラメータ化しシミュレーション処理を行うことで、不確実性や恣意性を極力排除し、客観的かつ高精度な将来

予測を実現することが期待されます。

一方で、パラメータが増えるほど、ロジックは複雑性を増し演算処理の負荷も高くなっています。こうした「攻め」のリスク管理に即座に実装できる統合的なソリューションとしては、まだ実用段階には至っていません。

しかし、BI系ツールの発展、AIの自己学習によるモデル式の自動見直し、量子コンピュータによる大量の変数を含む高速演算処理など、今後活用が期待される個々のデジタルテクノロジーの萌芽はあります。ただし、十分な予測モデルの検討がなければ、デジタル面での技術・仕組みが整っても機能しません。実用的なデジタル技術が揃った段階ですぐに活用するためには、今後、自社が属するバリューチェーン全体のトレンドがどのように動くのか、その中の収益ポイントやリスクの震源地がどのように変動するのか、またそれをどのようなロジック・変数・モデル式で予測すべきか、今から理解・整理しておく必要があります。

本シリーズでは、これまでDX戦略全般、デジタルを活用した新たなファイナンスオペレーション、経営に活用するためのデータの取扱い、データ起点での意思決定の推進、デジタルを活用したリスク管理について論述してきました。次号以降は、大量データ解析による不正検知や発見的統制、Finance x Digital人材の育成、Digital Auditの新潮流について、解説します。

お問い合わせ先

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
E-mail : tadafusa.yamaoka@jp.ey.com
E-mail : tomoyuki.yokoi@jp.ey.com
E-mail : hiroyasu.kushima@jp.ey.com



特別寄稿

会計監査に対する監査役の任務懈怠責任～令和3年7月19日最高裁差し戻し判決から～^{けたい}

獨協大学 法学部教授 高橋 均

I はじめに

監査役の間で、会計監査に対する監査役の任務懈怠責任が問われた最高裁判所の判断（令和3年7月19日判決。以下、本件最高裁判決）が話題になりました。本件は、下級審で判断が分かれた点に注目が集まつたことに加え、監査役に任務懈怠責任（会社法423条1項）が肯定されただけでなく、会計帳簿について、監査役はどこまで監査を行うべきか、実務的にも大きな影響を及ぼす事案と考えられたからです。

監査役の監査は、業務監査と会計監査があります^{※1}。このうち、会計監査人設置会社であれば、会計の職業的専門家である会計監査人は、会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類ならびに連結計算書類を監査する権限があり（会社法396条1項前段）、このために、いつでも会計帳簿またはこれに関する資料を閲覧・謄写し、取締役や使用人に対して、会計関係の報告請求権限があります。会計監査人設置会社であつたとしても、経理部門出身の監査役であれば、会計監査人とは別に会計帳簿や会計資料について、直接確認することを否定されるわけではありません。しかし、通常は、会計監査人設置会社の監査役は、会計監査人に会計帳簿の適正性を含めた個別の監査は任せて、会計監査人による監査の方法又は結果が相当でないと認めたときに、その旨及びその理由を監査役（会）監査報告に記載することで足ります（会社計算規則127条2号・128条2項2号）。

一方、会計監査人非設置会社の監査役は、自ら会計

監査を実施した上で、計算関係書類が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を監査役（会）監査報告に記載しなければなりません（会社計算規則122条1項2号・123条2項1号）。計算関係書類は、あくまでも会計処理の結果を表示したものですので、適正な表示か否かを判断するためには、会計帳簿とどう向き合うかが重要になります。

会社法上の大会社（資本金5億円以上又は負債総額200億円以上）は、会計監査人を設置しなければなりませんが（会社法328条1項・2項）^{※2}、グループ会社等では、会計監査人非設置会社も数多く見受けられますし、会計監査人非設置会社の監査役を兼務している大会社の監査役も一定数存在しております。

そこで、本稿では、会計帳簿や会計資料の監査について、本件最高裁判決を参考にして、監査役の任務懈怠責任の観点から実務的な留意点を考えてみます。

II 最高裁判決の概要と判旨

1. 事案の概要

本件は、非公開会社で一般製版印刷を業とする資本金9,600万円のX株式会社（原告・上告人。以下、X社）が、会計監査限定の監査役Y（被告・被上告人。以下、Y監査役）に対して、経理業務を行っていた従業員（以下、本件従業員）の横領によって被った会社の損害の支払を求めた事案です^{※3}。

※1 非公開会社の監査役であれば、定款に定めれば会計監査に限定することも可能である（会社法389条1項）。

※2 非大会社であっても、会計監査人を設置することは可能である。

※3 X社は、Y監査役以外に横領した従業員にも損害賠償の支払を請求したが、事件発覚後、当該従業員は死亡したために、最終的には、Y監査役のみが被告となった。なお、本件では、取締役と監査役の連帯責任ではなく、監査役のみに損害賠償の支払請求を行っていることの妥当性も論点としてあり得る。



▶ Hitoshi Takahashi

一橋大学博士（経営法）。新日本製鐵（株）（現、日本製鉄（株））監査役事務局部長、（社）日本監査役協会常務理事、獨協大学法科大学院教授を経て、現職。専門は、商法・会社法、金商法、企業法務。会社法等の専門家としての法理論と企業勤務経験に基づく実務面の双方からのアプローチを実践している。近著として『グループ会社リスク管理の法務（第3版）』中央経済社（2018年）、『実務の視点から考える会社法（第2版）』中央経済社（2020年）、『監査役監査の実務と対応（第7版）』同文館出版（2021年）。

X社の本件従業員は、平成19年2月から平成28年7月までの約9年半の間に、X社名義の当座預金口座（以下、本件口座）から自己名義の普通預金口座に合計126回にわたって総額2億3,523万円余を送金することにより横領を行っていました。本件従業員は、自己名義の口座に振り替えた金額を会計帳簿に計上しなかったために、会計帳簿上の残高は実際の残高と差異が生じることになりました。そこで、本件従業員は、横領の事実を隠蔽するために、本件口座の残高証明書を都度、偽造するなどの行為に及んでいました。

Y監査役は、公認会計士及び税理士の有資格者であり、昭和42年7月から平成24年9月までの間、X社の監査役に就任していました。この間、Y監査役は各期において、X社の計算書類及び附属明細書の法定監査を実施していました。Y監査役は、各期の会計監査において、本件従業員から提出された残高証明書が偽造されたものであるとの疑いを持たないまま会計帳簿と照合した結果、計算書類等の表示と会計帳簿の内容が合致しているとしました^{※4}。

この結果、X社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示している旨の意見を監査役監査報告に記載していました。なお、平成19年5月期の監査の際に、Y監査役に提供された本件口座の残高証明書は、本件従業員によりカラーコピーで偽造されていましたが、平成20年5月期以後の残高証明書は、白黒コピーで偽造された写しでした。

その後の平成28年7月、取引銀行からの指摘を受けて、本件従業員の横領が発覚しました。そこで、X社は、Y監査役に対して、本件口座の残高証明書の原本確認等を行わなかったという任務懈怠があったことから本件従業員による継続的な横領の発覚が遅れてX社が損害を被ったとして、総額1億1,100万円（控訴審は8,996万円余）の支払を求めました（会社法423条1項）。

これに対して、第一審の千葉地裁は、X社の請求のうち、5,763万円余を認容^{※5}したために、X社及びY監査役双方が判決を不服として東京高裁に控訴しました。東京高裁は、Y監査役の主張を認めX社の請求を棄却^{※6}したことから、X社は最高裁に上告しました。

最高裁は、審理の結果、X社の請求を認めて原判決の判断を破棄し、審理を東京高裁に差し戻しました。

2. 本件最高裁判旨

本件最高裁判旨の重要な箇所についてそのまま引用いたします（下線は筆者による）。

「監査役設置会社（会計限定監査役を置く株式会社を含む。）において、監査役は、計算書類等につき、これに表示された情報と表示すべき情報との合致の程度を確かめるなどして監査を行い、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見等を内容とする監査報告を作成しなければならないとされている（会社法436条1項、会社計算規則121条2項、122条1項2号）。・・・（中略）

計算書類等が各事業年度に係る会計帳簿に基づき作成されるものであり（会社計算規則59条3項）、会計帳簿は取締役等の責任の下で正確に作成されるべきものであるとはい（会社法432条1項参照）、監査役は、会計帳簿の内容が正確であることを当然の前提として計算書類等の監査を行ってよいものではない。監査役は、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでなくとも、計算書類等が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかを確認するため、会計帳簿の作成状況等につき取締役等に報告を求め、又はその基礎資料を確かめるなどすべき場合があるというべきである。そして、会計限定監査役にも、取締役等に対して会計に関する報告を求め、会社の財産の状況等を調査する権限が与えられていること（会社法389条4項・5項）などに照らせば、以上のこととは会計限定監査役についても異なるものではない。

そうすると、会計限定監査役は、計算書類等の監査を行うにあたり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえるものではない。

・・・（中略）・・・。そして、Y監査役が任務を怠ったと認められるか否かについては、X社における本件口座に係る預金の重要性の程度、その管理状況等の諸事情に照らしてY監査役が適切な方法により監査を行ったといえるか否かにつき更に審理を尽くして判断する必要があり、また、任務を怠ったと認められる場

※4 実際の実務は、Y監査役が代表を務める会計事務所の所員が補助者として行っていた。

※5 千葉地判平成31年2月21日金融・商事判例1579号29ページ

※6 東京高判令和元年8月21日金融・商事判例1579号18ページ

合にはそのことと相当因果関係のある損害の有無等についても審理をする必要があるから、本件を原審に差し戻すこととする」

III 本件最高裁判決から何を学ぶか

1. 原審の判断との差異

原審の東京高裁は、会計限定監査役は、会計帳簿の内容が計算書類等に正しく反映されているかどうかを確認することが主たる任務であるとして、計算書類等の監査において、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかであるなど特段の事情のない限り、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認していれば、任務を怠ったとはいえないと思いました。ここで、「特段の事情」の具体的な内容は示されていませんが、基本的には、計算書類等に表示された情報と会計帳簿の記載値を照合して合致していることを確認してさえいれば、会計帳簿そのものの適正性を確認することまでを監査役に要求するものではないとしています^{※7}。

一方で、最高裁は、会計帳簿の内容の信頼性の有無にかかわらず、単に計算書類等に表示された情報と合致していることを確認するだけでは、監査役としての任務を果たしたとは言えないとしている点が東京高裁の判断と異なっています。言い換えれば、最高裁は、会計帳簿の内容が正しいということを当然の前提とするのではなく、会計帳簿の虚偽記載の可能性も含めて、監査役として懐疑心を持って確認する必要があると判断しているといえます。

2. 本件の射程と実務上の留意点

本件は、会計監査限定監査役の事例です。しかし、会計監査人非設置会社の監査役は、何らかの方法で、自ら会計監査を実施する必要がありますから、本件最高裁判決の射程は会計監査限定監査役に限るものではないことに注意が必要です。そこで、以下、会計監査人非設置会社の監査役が会計監査を行う上で留意すべき点について、本件最高裁判決を踏まえて考えてみます。

(1) 会計帳簿の信頼性の確認

会計帳簿は、計算書類等の正確な表示につながる基礎資料となります。したがって、会計帳簿そのものが不備であったり、不実の記載があつたりした場合には必然的に計算書類等は不正確なものとなります。会計監査において、会計帳簿の数値が正確に計算書類等に反映されているか否かについて相互に照合することは当然ですが、現在は会計システムを利用し、会計帳簿の数字をインプットしたり、もしくは会計帳簿そのものをシステム化したりし、人の手を介在しないで計算書類等の作成に当たっている会社も多く存在しています。このような状況下では、正確な会計帳簿であることが前提となって、初めて計算書類等の信頼性が担保され、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していることになります。

しかし、本件最高裁が判示したところによれば、監査役は、会計帳簿の内容が正確であることを当然の前提として計算書類等の監査を行ってよいものではなく、会計帳簿の作成状況等につき取締役等に報告を求め、又はその基礎資料を確かめるなどすべき場合があるとしています。言い換えれば、本件最高裁判決から監査役として留意すべき点としては、①会計帳簿と計算書類等が主要な部分で合致していることを確認するだけでは妥当でないこと、②監査役自身が会計帳簿の信頼性の判断を行う心証形成を行うこと、となります。心証形成の手段として、本件最高裁判決では、取締役等に報告を求める事、または会計帳簿の基礎資料を確かめることを例示しています。

監査役の実務では、会計帳簿の一部が紛失していたり、記載漏れが散見されるなど明らかに信頼性を欠いたりしているものであれば当然のことながら、そこまでの状況でなかつたとしても、会計帳簿に不実の記載となり得る余地があるか否かを確認する必要があることになります。具体的には、経理担当が一人（本件事案）や少人数のみで対応しており、担当者の数及び事務処理能力の点から問題がある場合、長期配置のベテラン経理担当に長年実務を任せきりで定期的な人事ローテーションが行われていない場合、会計処理について、経理部門内のチェック体制が機能していないなどの状況下であれば、会計不正が発生する可能性が高いといえます。したがって、監査役としては、この

※7 東京高裁の判決については、研究者の間では否定的な意見が多い。弥永真生「判批」『金融・商事判例』No.1582（2020年）2～6ページ、受川環大「判批」『新・判例解説Watch』商法No.129（2020年）4ページ、満井美江「判批」『金融・商事判例』No.1598（2020年）2ページ・5～6ページ。

のような会計不正発生の可能性の有無について、経理担当取締役・部長等から報告を受けたり、人事ローテーション等については、人事部門からもヒアリングしたりするなど、会計帳簿の信頼性についての心証形成を具体的に行なうことが大切です。

(2) チェックリストや第三者の活用

財務・会計に知見のある監査役であれば、会計帳簿の基礎資料を直接確認したり、サンプリングチェックなどを通じて確認したりすることが可能と思われます。他方、営業出身の監査役等、財務・会計の知見が必ずしも十分でないと自覚する場合には、会計監査のためのチェックリストを活用することが考えられます^{※8}。チェックリストで記載された項目に沿って、自ら確認することになります。チェックリストにおいて、原本で確認等をすべきとの指示がある場合には、提出された基礎資料がコピーでないか十分に確認する必要があります。

また、全てを監査役自身で直接行うのではなく、第三者の活用も考えられます。会計監査人非設置会社の監査役が、公認会計士や税理士等の有資格者に対して任意の会計監査を依頼することも十分にあり得ます。その際、期末時期のみに限定するのか事業年度を通じて必要に応じて監査を委託するのか、もしくはアドバイザリー契約を締結して都度、指示を仰ぐ形態とするのか、自社の経理部門の体制状況や費用との関係で決定することになります。会社全体としても、会計不正が発生することは絶対に回避しなければなりませんし、公認会計士等に委託する報酬は、監査役からみれば監査費用に位置付けられますので、執行部門はその支払を法的には拒否できません（会社法388条）。公認会計士等に委託することは、監査役が自らの職責を放棄したことになるのではないかと懸念する向きもあるかもしれません、財務・会計に知見のある有識者を活用するという判断は、善管注意義務を果たすための一環であり、また公認会計士等による監査の方法や結果を監査役自身が説明を受けて、必要に応じて執行部門に是正を申し出ことなどを行えば、監査役としては十分に職責を果たしていると考えられます。

なお、グループ会社の監査役であれば、親会社の経理部門や内部監査部門によるグループ会社へのヒアリン

グやモニタリングなどに同席したり、それらの結果報告を受けたりすることも一つの手段としてあります。

IV おわりに

コーポレートガバナンス・コードでは、「監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり」と記載されています（原則4-11）。財務・会計の知識は、会計監査について会計監査人設置会社であるか否かを問わず、監査役として計算書類及びその附属明細書の会計監査結果を監査報告にまとめなければならないこと、法務に関する知識は、取締役の法令・定款違反について同様に監査報告にまとめる職責がある以上、コーポレートガバナンス・コードの記載は肯定できます。

しかし、今回紹介した事例の監査役は、公認会計士・税理士の有資格者であったにもかかわらず発生した事案であることを考えると、経理部門の実務体制や社内のチェック体制など、財務・会計の専門的知識とは別の内部統制システムの体制整備状況の確認も重要となります。特に、会計監査人非設置会社の監査役としては、計算書類と会計帳簿の内容の照合等の監査と併せて、リスク管理の観点から会計帳簿の信頼性を判断することが肝要です。

なお、内部統制システムの視点を重視すべきということは、財務・会計の領域に限らず、法定書類や重要な契約書等の監査を行う際にも、これら書類の信憑性を判断する上で同様に重要であることを監査役として留意しておくべきです。この点からも、この度紹介した最高裁判例は、会計監査人設置会社の監査役にとつても、参考にすべき事案であると言えます。

※8 一例として、日本監査役協会が公表しているチェックリストがある。日本監査役協会「会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル（改訂版）」『月刊監査役』1月臨時増刊号No.794（2020年）。また、参考書籍として、EY新日本有限責任監査法人編『監査役監査の基本がわかる本（第4版）』同文館出版（2021年）80～98ページ参照。

連結管理会計の最新動向 ～財管一致を追及すべきか～

EY新日本有限責任監査法人 FAAS事業部 公認会計士 羽野文倫

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance 森 真平 飯川拓也 宗 亨



▶ Fuminori Hano

FAAS（財務会計アドバイザリー）事業部に所属。EY新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー。



▶ Shimpei Mori

BC-FinanceのFinance DXオファーリングチームに所属。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。



▶ Takuya Iikawa

BC-FinanceのFinance DXオファーリングチームに所属。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。



▶ Toru So

BC-FinanceのTreasuryオファーリングチームに所属。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) シニアコンサルタント。

I はじめに

わが国において、管理会計の視点に基づくマネジメントアプローチとして、財務会計の注記情報の開示を求める「セグメント情報等の開示に関する会計基準」が公表されて、はや14年が経ちました。

この公表を契機に、当時は「財管一致（制管一致）」を検討・導入する企業が多くありました。その後、昨今の環境の変化や税法を含めた制度変更を受けて、財管一致を見直す動きもあります。

「財管一致」とは財務会計と管理会計を一致させることを意味しており、一般的には、①外部ステークホルダーが経営層を評価するための指標としての財務会計上の数値（開示情報）と、内部管理目的の指標である管理会計の数値の整合性の担保、②財務会計上の信頼性のある数値を内部の評価指標にも利用することによる業績評価における恣意性の排除、を目的としてその必要性が主張されます。本稿では、「財管一致」に関する今後の検討材料となるよう財管一致の考え方や最新のトレンドを論じます。

II マネジメントアプローチによるセグメント情報開示

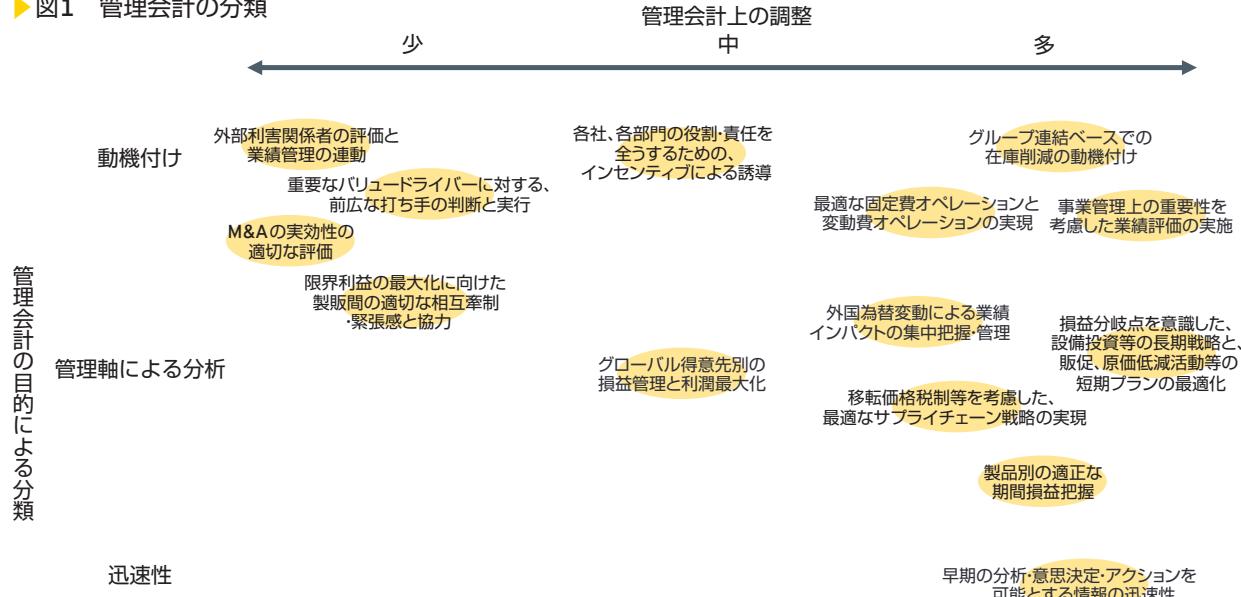
マネジメントアプローチによる「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の公表によって財管一致を導入する企業が増えたのは事実ですが、当該会計基準が完全な財管一致を求めているかについては、見解が分かれます。

マネジメントアプローチは完全な財管一致を求めているとする考え方とは、マネジメントアプローチの「投資家に対して経営者が経営判断に用いている情報と同じ情報を提供する」という基準の趣旨を論拠としています。

この考え方に基づけば、財務会計と管理会計は全社連結レベルでは完全に同一の結果となることが求められます。そのため、この考え方を採用する企業は、セグメント情報の作成において、グループ個社の財務諸表数値はもとより、連結手続についても財管同様に実施することで、企業における数値の一元化を図ります。

一方で、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の83項には「財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠することを求める」とも記載されています。マネジメントアプローチは完全な財管一致

▶図1 管理会計の分類



を必ずしも求めるものではないとする考え方は前述を論拠としています。

どちらの考え方を採用するとしても、開示される情報としては、全社連結結果は財管が一致している必要があるとともに、各報告セグメントの数値に客觀性、信頼性が求められます。

III 管理会計の目的および求められる性質

管理会計は経営判断に資する多岐にわたる情報の提供を目的としているため、単純な業績情報の提供だけではなく、経営課題の検討に役立つ多種多様な財務数値や会計情報を提供することが求められます。このため、各企業の経営課題、例えば売上利益を最大化するためのプロダクトミックスの決定や、グループ全体での得意先別損益分析に基づく価格政策、長期的な設備投資の意思決定、為替を考慮したバリューチェーン設計、製品ライフサイクルを通じた販売・生産計画など、意思決定の目的に応じた情報を提供するために、さまざまな内容、形式の管理会計が存在します（図1参照）。

このようなさまざまな管理会計から提供される情報は、各組織（事業部門、子会社等）の責任者の業績評価、あるいは販売価格の修正や生産計画の変更といった事業運営上の判断に用いられることとなります。

管理会計に求められる性質についてはさまざまな視点での分類がありますが、本稿では、①速報性と信頼性②管理粒度③動機付け（予算編成／予算統制を含む）に整理して述べます。

IV 速報性と信頼性

今日のようにグローバルでの激しい競争にさらされる経営環境下では、競争優位性を確保するための迅速な経営判断が求められるため、速報性のある管理会計

情報の提供が必要になります。ただし一方で、財務諸表の数値の速報性と信頼性はトレードオフの関係にあります（次ページ図2参照）。

財務会計および開示情報は監査対象となるため、信頼性が厳密に求められますが、これを担保するためには子会社からの連結決算用データパッケージの提出締切までに一定の日数が必要となります。

一方で、管理会計においては、財務会計ほどの厳密な信頼性がなくとも経営判断に資する情報として利用することができるため、速報性を重視し、管理会計用のデータパッケージの提出締切を財務会計よりも早い日に設定しているケースが多いようです。

V 管理粒度

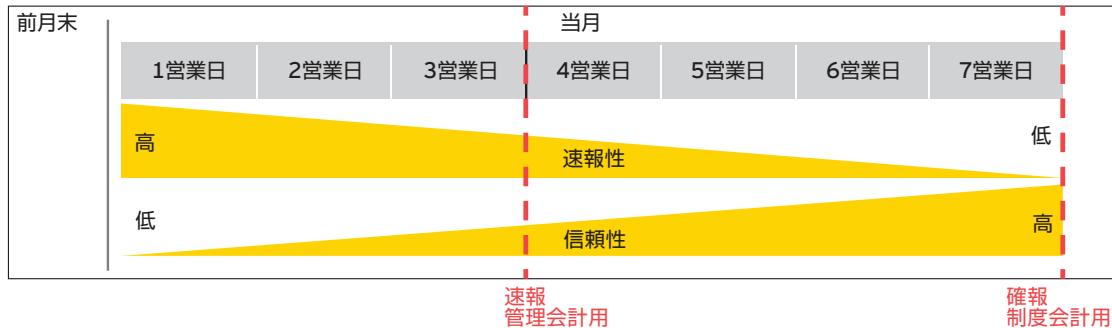
財務会計上のセグメント情報は、一般的には事業／製品や地域等の区分となることが多いようです。一方、管理会計ではその目的に応じて、事業／製品や地域はもとより得意先別、販売チャネル別といった多軸で分析可能な情報の提供が求められます。また、例えば管理会計上の限界利益算定のためには、費用の勘定科目について財務会計上の区分とは異なる固変区分を用いるケースもあります。

このような、管理会計で求められる管理粒度の概念およびこれを実現するデータの必要性は古くから認識されていましたが、複数システム間での連携が煩雑で硬直的な基幹システムなど従来の情報ソースからでは、そのようなデータの生成が困難でした。このため、親会社単体はともかく、連結ベースでは管理粒度の要件を充足するデータを生成できている企業はまれでした。

ところが昨今は、グループ内の情報を一元化することにより、柔軟な多軸管理を容易に実現するERP（次ページ図3参照）が登場し、多軸による管理会計を検討・導入している会社が非常に増えています。

また、管理軸に直課させる形での費用データの登録

▶図2 速報性と信頼性のトレードオフ関係



が可能になったことにより、一定の仮定を置いた配賦処理が減少し、管理可能な数字となってきた点は、注目されることは少ないものの、非常に重要な変化だと考えます。

VI 動機付け（予算編成／予算統制を含む）

財務会計上は、IFRSであっても日本基準であっても、収益や費用の認識について一般に公正妥当と認められた会計基準に沿った会計処理が求められます。一方、管理会計では、動機付けのための会計処理が多く採用されています。

例えば、業績評価に営業利益額を採用している企業では、今後特定の製品の販売を奨励したい場合、管理会計上、営業利益の計算には、当該製品の実際の原価よりも割安な原価を用いることが政策的に実施されている場合があります。

このような動機付けを実現するために予算策定の段階から当該処理を用いて予算を編成し、同様の処理で算定された実績と比較する予算統制が実施されています。

VII 財管一致の古くからの課題と新しい課題

財管一致における古くからの課題として、償却済償却資産の問題があります。例えば設立後50年超を経過した工場において関連する資産の償却が完了したような工場においては減価償却費の負担が発生しませんが、一方で稼働後2～3年の工場については減価償却費が発生します。

他の条件を同一として、この2つを単純に比較すると、営業利益ベースでは設立後50年の会社は償却費負担が少ない分利益が増加するため、稼働後2～3年の会社よりも業績がよく見えます。しかし、当該工場の減価償却費負担に基づく差異は工場長には管理不能であるため排除すべきでないかとも考えられます。

また近年の新しい課題として、移転価格税制に伴う在外子会社の業績評価の難しさがあります。

グローバル企業の子会社の財務会計上の損益、例えば製造子会社の他のグループ会社に対する売上高は、

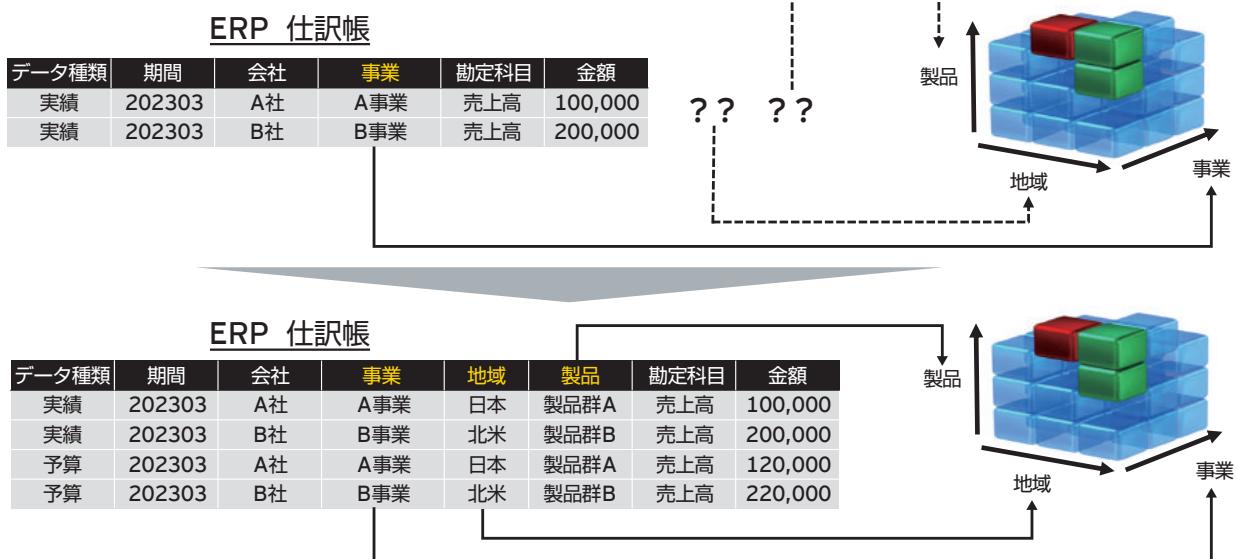
移転価格税制の考え方に基づき、他社ベンチマークを基礎として算定される一定範囲の利益を達成するよう算定された、独立企業間価格に基づくことが求められます。このような価格設定に関する一定の制限は、例えば製造子会社が原価率低減等の成果を上げたとしても、これが直接的に当該子会社の財務会計に反映されにくいという影響を与えます。これを考慮すると、グローバル企業の子会社の業績評価に各社の財務会計上の利益額、利益率を利用することは適切ではなく、カンパニーやセグメントといった調達、生産、販売までの全プロセスを含んだ大きな単位での業績評価を行うことが適切であるとも考えられます。このような業績評価は、連結レベル、事業部レベルでのサプライチェーン全般の最適化を図ることを目的とした管理会計を実施し、その上で各子会社の責任者の業績を当該施策への貢献度合いに応じて評価するほうが実効性があると考えます。

VIII 財管一致の本質と今後の方向性

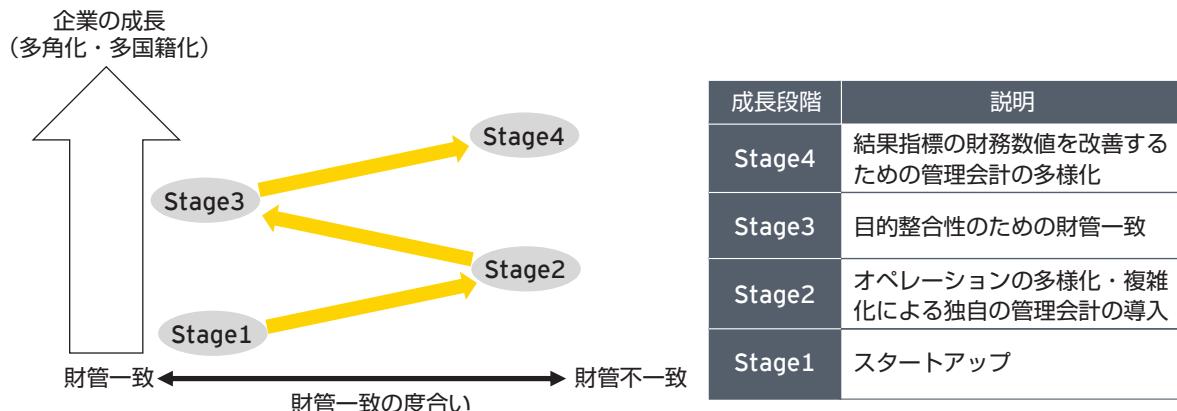
これまで見てきたように、企業のグローバル化の度合いなどの状況によっては、無理に財管一致を求める、管理会計の本来の目的を達せず、むしろ弊害となるケースが増加しています。財務会計および管理会計それぞれ異なる目的を持つとの前提に立ち、それぞれの目的に適合した会計情報の提供を実現していくとともに、複数作成された会計情報の関連性や整合性を管理することが必要であると考えます。換言すると、財管一致の確保を前提とするアプローチよりも、むしろ、結果指標となる財務会計の数値を改善するため、先行指標となる管理会計上の管理可能数値をさまざまな切り口、形式で把握し、当該管理可能数値に対して改善活動を実施することで、結果指標となる財務会計上の数値を改善するアプローチを重視することが、収益性の改善や企業価値の向上につながりやすい、そのような経営環境の変化があると考えられます。

一方で、そうした場合、企業の中に決算速報値、決算確定値といった複数の会計数値が存在するといった課題も発生します。その点については、例えば、月初

▶図3 多軸管理が可能なERPの登場



▶図4 企業成長（多角化、多国籍化）に伴う財管一致の度合い



での速報値が有用か、確報が有用かを選択するのではなく、数値にバージョンを持たせて管理することで、企業内でのデータの一元化を図る等の対応が考えられます。

IX おわりに

スタートアップや企業の初期の成長過程では財務会計と管理会計は通常一致しています。その後企業が順調に成長し、これに応じて事業の多角化やグローバル化が進むにつれて、財務会計とは異なる管理のための会計が必要となってきます。そのようなステージにおいては、企業の中に数字が複数あることが弊害と捉えられ、これを解消するために財管一致を目指すのかもしれません。

さらに企業が成長し、事業の多角化やグローバル化がよりいっそう進み、複雑性が増していくステージにおいては、逆に財管一致による弊害も認識され、財管一致した管理がある一方で財務とは異なる管理が必要

となるのかもしれません（**図4**参照）。もしかすると、社外の環境や内部環境の変化に影響を受けながら、コーポレート本社での集中管理と相性の良い財管一致と、事業部／カンパニーによる分散管理と相性の良い財管不一致の選択は繰り返されていくかもしれません。いずれにせよ、財管一致の設計に当たっては、その目的を明確に社内で共有し、それを運用するための手間やコストと、それによって得られるベネフィットを考慮する必要があります。

お問い合わせ先

EY新日本有限監査法人 FAAS事業部
 E-mail : FAAS_net@jp.ey.com
 EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
 E-mail : shimpei.mori@jp.ey.com
 E-mail : takuya.iikawa@jp.ey.com
 E-mail : toru.so@jp.ey.com



Trend watcher

失敗しない財務デューデリジェンスの活用方法

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) ストラテジー・アンド・トランザクション
米国公認会計士(ワシントン州) 三土和正



▶ Kazumasa Mitsuchi

当法人にて、日系大手グローバル企業および外資系企業の会計監査業務および非監査業務、IPO業務に従事、大型のクロスボーダーM&A案件に複数関与し、PMI業務に従事。その後財務アドバイザリーグループを経て、現部門に所属。現在は、西日本地区的ライフサイエンス業界を中心に、主にクロスボーダーM&A業務における財務デューデリジェンスおよびPMI業務に従事している。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)アソシエートパートナー。

〈お問い合わせ先〉EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BMC (Brand, Marketing and Communications)

E-mail : marketing@jp.ey.com

I はじめに

新たに買収目的のM&A業務に従事する機会が増える中で、財務経理の担当の方から次のお悩みをお聞きます。

- ① 財務デューデリジェンスのレポートが分厚くて英語なので、どこを読んだらよいかわからない。
- ② 専門家から検討事項の説明を受けたが、その後どうしたらよいかわからない。
- ③ 検討事項の対応は、社内の誰が責任をもってやるのかわからない。
- ④ PMI（買収後の統合作業）フェーズになって検討事項が発生したが、よく読むと財務（もしくは他分野）デューデリジェンスレポートに書いてあった。
- ⑤ このままでは対象会社の減損リスクが顕在化するリスクが高く財務経理としては心配だが、買収を指導する経営企画・事業部と連携ができない。

一度M&A業務に従事された方であれば、思い当たることあるのではないでしょうか。短期間で大量の対象会社の財務情報を入手分析し、社内で共有後アクションにつなげることができない「消化不良」という落とし穴がその背景にあると考えます。このような落とし穴を避けるためには、事前に財務デューデリジェンスからの検出事項の活用方法を理解することが考えられます。なお、文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

II 財務デューデリジェンスの活用方法

1. まずはその買収目的の確認から

活用方法の紹介の前に、M&A業務に従事される場合、

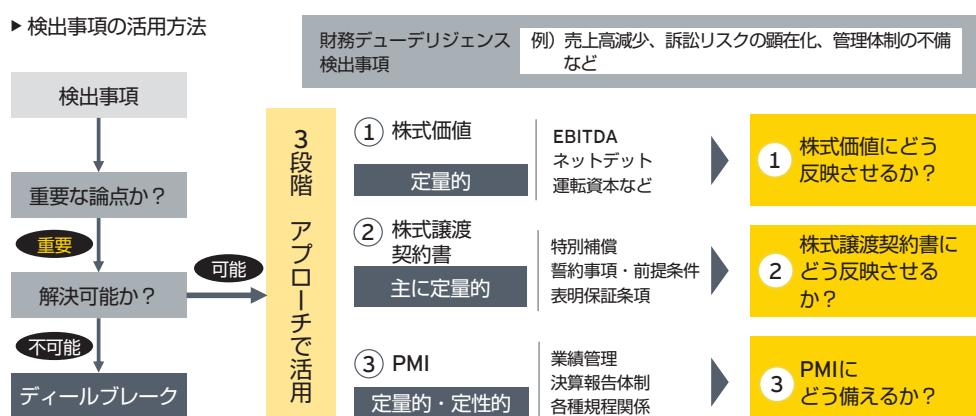
まず確認すべきことは、その買収目的です。M&Aは競争優位を構築するために実施しますので、その特徴や分類を確認すると理解しやすくなります。松本茂『海外M&A 新結合の経営戦略』(東洋経済新報社、2021年 247ページ)を参照すれば、買収モデル(目的)は「既存事業の深化」のためか、「新事業の探索」のためかを分類でき、さらに競争優位構築のルートとして、規模の経済などの市場支配(外部環境)に求めるのか、市場に大きな成長が見込めない場合に組織能力(内部資源)に求めるのかに分類されるとあります。その結果、業界内での水平結合に特徴をもつ「成熟市場占有モデル」か、上流のサプライヤーや下流の販売会社の内製化による垂直結合の特徴を持つ「供給連鎖占有モデル」、新たな業界との混合結合の特徴をもつ「新市場形成モデル」、隣接事業の組み合わせの特徴をもつ「製品群拡張モデル」かに分類されます。自社の過去のM&Aの歴史およびその目的を調査し、担当する買収案件がどのモデルに該当するのかを分析すると、買収の目的や担当案件における着眼点などもクリアになるでしょう。

買収の目的ごとの着眼点の違いとして、例えば同業や競合の買収による「成熟市場占有モデル」では、規模の経済の追求による既存事業の深化が買収の目的と考えられます。その場合、財務デューデリジェンスの観点からは、規模の拡大を支えるための対象会社の設備投資の動向や、固定資産の稼働率などの内容の把握は着眼点となるでしょう。さらに、垂直結合による「供給連鎖占有モデル」においては、事業の効率性が目的とも想定されます。財務デューデリジェンスの観点か

▶図1 財務デューデリジェンスの位置付け



▶図2 財務デューデリジェンスの活用方法



らは、効率性の目的を達成するための、調達や製造のコスト構造の詳細な把握が着眼点となるでしょう。

2. 財務デューデリジェンスの位置付け

財務デューデリジェンスは、一般には基本合意書が締結された後に実施されます（図1参照）。基本合意書とは、株式譲渡契約書（SPA：Stock Purchase Agreement）に先立ち、基本的な事項についての合意書に相当し、法的拘束力はなく、通常はデューデリジェンスの実施前に締結されます。財務デューデリジェンスの目的は、対象会社の株式価値に重大な影響を与える事象の有無の把握（検出事項の株式価値への反映）と、ディールブレーカー（案件を取りやめる必要があるほどの重要なリスク項目）の早期検出にあります。

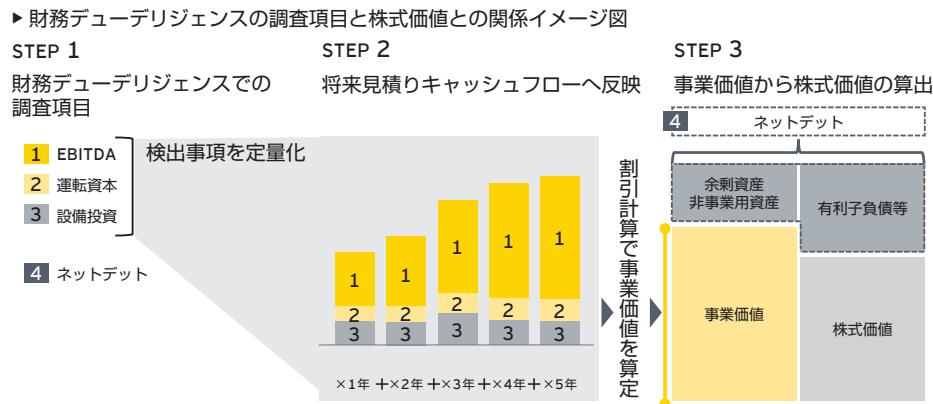
前述の「消化不良」の落とし穴を避け効率的に分析を行い、アクションにつなげるためには、検出事項の活用方法（図2参照）を利用することが実務上有効と筆者は考えます。検出事項があった場合、重要と判断された論点が解決可能かどうかを検討します。解決不能な論点であれば、ディールブレーカーとなる可能性があります。解決可能であれば、その論点の性質上、次の3段階での検討を進めます。まずは当該論点につき影響額の定量化が可能かを検討します。売上高の減

少トレンド、一時的なコスト、潜在的な債務や、製品の不具合やリコールに関連した製品補償などの事例が該当します。これらの項目については定量化し、事業計画へ織り込むか、ネットデット項目として認識し、株式価値に反映させるよう検討します。次に定量化が難しい場合などは、株式譲渡契約書への反映を検討します。財務デューデリジェンスと株式譲渡契約書との関係では、主に特別補償、誓約事項（コベナンツ）、クロージングの前提条件、表明保証条項を活用します。株式譲渡契約書上の手当てもできない場合は、PMIでフォローするようリストアップします。例えば、買収後に財務報告体制の改善や構築が必要となるケースや、製品の単品ごとの採算管理・原価計算ができるない場合などが該当します。これらの項目につき、事前に追加で必要な対応コストが見積もられる場合は見積もり、株式価値に織り込むとともに、買収成立後速やかにPMIの中で対応できるよう準備を進めます。次に、これら段階ごとの検討内容について詳細にみていきます。

3. 株式価値への反映

インカムアプローチに基づく対象会社の株式価値の算定においては、対象会社の事業価値から算出します。

▶図3 株式価値への反映



のうち、PMIでのフォロー事項についてみていきます。ディール期間での各種デューデリジェンスの目的は買手にとり「失敗」しないために実施するといわれていますが、PMIの目的は、本来の統合目的を達成し利害関係者の評価を得ることでありディールを「成功」に導くための作業です。

PMIは、戦略統合、組織再編、財務報告などの制度の統合、システム統合、シナジー施策の立案と推進など多岐にわたりますが、ここでは財務報告に関するPMIについて説明します。

財務報告に関するPMIを効率的に進めるためには、財務デューデリジェンスでの検出事項をしっかりと消化し有効活用することが重要です。例えば、収益性の分析に関連して、製品の単品ごとの採算管理の有無やその粒度（例：顧客別、地域別、商流別）や管理単位の情報の把握は、PMIフェーズでの財務報告に関する統合作業を行う上で、重要なインプットとなります。計数管理の在り方や方針は、会社の組織構造や文化とも大いに関連しており、当該特徴が売手と買手と異なれば異なるほど、買収後のPMI作業は大変になると想定されます。

さらに対象会社の決算報告体制や情報システムの整備状況や人員体制、各種ポリシーなどの有無の情報も、財務報告に関するPMIを効率的に進める上で有用なインプットとなります。非上場企業が買収対象となつた場合、買収後の決算早期化や、J-SOXを含むガバナンスの構築で想定以上に労力がかかるというケースも考えられますので、財務デューデリジェンスの過程でそのような情報を入手できればよいでしょう。

最後に買収を検討されている場合は、財務にかかわらず統合方針や各種プロセスが買手側に整備されているかが重要となります。特に財務報告プロセスに関しては、「連結パッケージ」や「勘定体系図」「連結ポリシーおよびマニュアル」「資金管理方針」「ガバナンス方針」などに加えて、これらを導入するための「研修教材」や「トレーニングマテリアル」が、買手サイドで整備されているかが重要になります。買収案件が起こってからの整備では間に合わないことが多く、事前に点検しておくことをお勧めします。

Ⅲ おわりにー「失敗しない」財務デューデリジェンスから「成功する」M&Aへ

ここまで紹介した財務デューデリジェンスの活用方法に基づき、実際の検出項目の対応事例を考えてみましょう。例えば、対象会社の製品開発プロセスが遅延しており、計画通り発売できないリスクが顕在化しているという論点が検出されたとします。その場合の対応案としては、株式価値への反映があります。遅れによる将来の売上の減少額を可能な限り定量化し、将来

見積りキャッシュ・フローに反映させ、株式価値に反映させるアクションが考えられます。

さらに、カーブアウト（事業の切り出し）対象の事業につき、スタンダードアロン（切り出し後単独で事業運営できるか）問題が顕在化しているという課題が検出されたとします。その場合の対応案としては、株式譲渡契約書上において、売主からの協力を誓約事項として定め、TSA（Transition Service Agreementの略で移行期間中の売手から買手に対する業務サービス契約）の整備などが考えられます。さらにTSAの後は内製化できるようにPMIの中で対応していくことが必要となります。これらの事例で見たように検出事項を分析しアクションにつなげることで、社内の担当者との連携にも役立つと筆者は考えます。これら課題への対応案は画一的なものではなく、状況に応じて異なりますのでご留意ください。

本稿では、買収を前提としたM&A実務において、まず重要なのは買収の目的の把握にある点を紹介しました。その上で、財務デューデリジェンスにおいては、短期間で大量の財務情報を収集・分析し、社内でアクションにつなげることが求められ、「消化不良の落とし穴」に陥らないことが重要である点を述べました。対策としては、検出事項の分析および次のアクションにつなげる活用方法を理解することにあり、①検出事項を株式価値に反映させるか、②株式譲渡契約書に反映させるか、③PMIでフォローするかの3段階で考えるアプローチを紹介しました。①の株式価値への反映においては、検出事項は可能な限り定量化し、株式価値への反映を検討します。②の株式譲渡契約書への反映においては、定量化し株式価値に反映できない検出事項においては株式譲渡契約書に反映させるよう検討します。いずれ定量化できる事項については特別補償、それ以外で、リスクが具体的に特定されている事項については、重要度に応じて、誓約事項またはクロージングの前提条件の対象とします。誓約事項またはクロージングの前提条件の対象とするほど具体的に特定されていないリスクがある場合には、表明保証条項の対象とします。

③のPMIでのフォローの段階では、財務デューデリジェンスでの検出事項で株式価値にも株式譲渡契約書にも反映ができない場合は、買収後のPMIにおいて速やかにフォローできるよう準備します。

これらの対応課題は、クロージング後のDay1から速やかに対応できるようディールの序盤から関係者間でしっかりと情報共有・準備を行い、速やかにアクションにつなげます。

これらの活用方法を上手に利用することで財務デューデリジェンスからの検出事項を「失敗せず」アクションにつなげることができ、PMIを通して「成功する」M&Aにつなげることができると筆者は考えます。

特定目的財務諸表から一般目的財務諸表へ

EYシドニー事務所 小岩井 歩



▶ Ayumi Koiwai

2008年当法人に入所。東京事務所にて総合商社やインバウンド企業の監査、IFRS導入支援などのアドバイザリー業務に従事し、17年にEYシドニー事務所に異動。現在、監査シニアマネージャーとして主に日系企業の監査業務に従事している。

I はじめに

オーストラリアでは、報告主体（Reporting entity）の概念を廃止し、特定目的財務諸表（Special Purpose Financial Statement : SPFS）を作成していた多くの営利企業は、2021年7月から開始する事業年度より一般目的財務諸表（General Purpose Financial Statement : GPFS）を作成することが求められます。GPFSにおいて、2つのTier（Tier 1, Tier 2）は存続することになりますが、Tier 2である開示項目を簡素化した財務諸表Reduced Disclosure Requirements（GPFS RDR）は、Simplified Disclosures（GPFS SDS）へ置き換わることになります。今回はGPFSへの移行およびAASB1を適用する場合の選択肢について説明します。

現在のGPFS RDRは、GPFS SDSに置き換わることになります。

GPFSへの移行は、オーストラリアの会計基準で要求される測定と認識の全てを適用していない場合や、連結財務諸表を作成していない企業においては、非常に多くの対応を迫られる可能性があります。これらの企業は、移行オプションをよく理解した上で、次のステップを決定していく必要があります。

今回の改定の影響を受ける企業の例としては、大規模非公開会社（

III SPFSからの移行

SPFSからGPFSへ移行する場合には、Tier 1あるいはTier 2に移行するのか、また、連結財務諸表の作成を含め、オーストラリアの会計基準で要求される認識と測定について、どれだけ準拠しているかにより影響が異なります。

II SPFSの廃止とGPFS SDSへの移行

現在SPFSを作成している営利企業は、21年7月から開始する事業年度*よりGPFSに移行する必要があり、

▶表1 大規模非公開会社

大規模非公開会社	2019年修正前	修正後（2019年7月1日）
連結収益	2,500万豪ドル以上	5,000万豪ドル以上
連結総資産	1,250万豪ドル以上	2,500万豪ドル以上
会計年度終了時点での従業員数	50名以上	100名以上

（注）19年7月1日以降に開始する事業年度から、大規模非公開会社の定義が以下の通り変更されている。

出典：EY Japan「オーストラリア会計アップデート - 2019年7月号」

* 12月決算の場合には、22年1月から開始する事業年度から移行するため、実際の開示を行うのは、22年12月期になる（3月決算の場合には、22年4月から移行するため、実際の開示を行うのは、23年3月期となる）。

- ▶ Tier 1 : オーストラリアの会計基準で要求される全ての認識、測定および、開示の基準に準拠している財務諸表
- ▶ Tier 2 : Tier1同様に全ての認識、測定をオーストラリアの会計基準に準拠しているが、開示は簡素化する財務諸表

Tier 1は、一般的に公開企業に求められる開示水準であり、SPFSから移行する場合には、特殊な事情がない場合には、上記のTier 2を選択することになり、一般的な移行としては、次の通りとなります。

- ① 連結財務諸表の作成も行い、オーストラリアの会計基準で要求される認識と測定において、全ての要求を満たしている場合には、引き続き、同様の認識と測定に準拠し、開示を変更する（追加開示）ことになる。初度適用であるAASB1は適用しない。
- ② 連結財務諸表の作成も含め、オーストラリアの会計基準で要求される認識と測定の全ての要求を満たしていない場合には、AASB1の初度適用あるいは、AASB108を適用する必要がある。

IV AASB1あるいは、AASB108の適用

SPFSからGPFSへ移行する場合で、認識と測定の全ての要求を満たしていない場合には、AASB1あるいは、AASB108の適用の選択肢があります。なお、SPFSからGPFS (Tier 1) に移行する場合には、AASB1を適用する必要があります。

1. AASB1の適用

AASB1の基本的な概念は、移行日となる開始BSの免除規定を除き、報告書日において適用される全ての基準を遡及的に適用する必要があります。通常、移行日は比較対象年度の開始日となります（例えば、22年12月期の場合には、21年1月1日）。

2. AASB108の適用

AASB1ではなくAASB108を適用する場合には、過去から認識と測定の全ての要求を適用していたという形で遡及適用することとなります。過去に全ての認識と測定の要求を満たしていないために、全ての情報を保持していない場合があり、この場合にはAASB108

の適用は難しい可能性があります。

V GPFS RDR からの移行

すでにTier 2であるGPFS RDRに基づいた開示を行っている場合には、21年7月1日以降に開始する事業年度より、GPFS RDRからGPFS SDSへ移行する必要があります。追加の開示要求がない限り、移行に伴う大きな変更はありません。

VI SPFSからGPFSへの移行の追加開示

SPFSにて、認識と測定の全ての要求を満たしている場合で、GPFS SDSへ移行する場合には、一般的には次の追加開示を行うことになります。

- ① 顧客との収益の開示 (Disaggregated revenue information)
- ② 法人税の開示 (Income tax details, Franking credit balances)
- ③ 関連当事者取引の開示 (Related party transactions)
- ④ その他 (ビジネスの特徴、取引に応じて追加的な開示が必要となることが考えられる)

VII おわりに

今回の改定によりSPFSが廃止され、GPFSに統一された財務諸表の作成が求められます。現状では、過去からオーストラリアの会計基準に基づいた認識と測定の全ての要求を満たしている場合には、追加開示を行うのみとなります。連結財務諸表の作成を行っていない場合や過去からオーストラリアの会計基準で要求される認識と測定の全ての要求を満たしていない場合には、かなりの労力を必要とする場合がありますので特に注意が必要となります。

お問い合わせ先

EYシドニー事務所
ジャパン・ビジネス・サービス
E-mail : ayumi.koiwai@au.ey.com

日本の製造業の経営基盤海外比較 ～経営持続力、国内外の製造拠点配置分析より～

FAAS事業部 加藤優一 中務貴之 民野元哉



▶ Yuichi Kato

国内コンサルティングファームにて民間・官公庁向けのアドバイザリー経験を経て、2021年5月より国際公共チームに参画。日本企業の新興国進出支援業務や経済安全保障に関連する調査業務に従事している。東京大学公共政策大学院修士。当法人 シニア。



▶ Takayuki Nakatsukasa

企業における多様な人材活用に関する領域だけでなく、科学技術・イノベーション政策、高度人材政策に関する立案・実行支援業務を担当。当法人含め、国内金融機関シンクタンク、官公庁政策研究所にて計20年の経験を有する。東京大学大学院修士。当法人 アソシエイトパートナー。



▶ Motoya Tamino

会計監査、政府開発援助のプロジェクトおよびJBSにてEY南アフリカでの業務等を経て2020年5月より国際公共チームにて新興国への進出支援調査業務や国際協力機構の「還流人材」支援業務等に従事している。米国公認会計士。当法人 マネージャー。

I はじめに

本稿では、当法人FAAS事業部CCaSS国際公共チームにて実施した経済産業省（以下、METI）委託事業「令和3年度重要技術管理体制強化事業（我が国製造業の経営基盤実態調査）」の結果から企業にとって参考となるポイントの一部を紹介します。

本事業は、米中貿易摩擦やCOVID-19によるパンデミックを契機として経済安全保障の重要性が高まりを見せる中、日本の製造業の間でもサプライチェーン対策に温度差があるという問題認識の下で実施されました。

目的は大きく3つあり、①日本の製造業の技術・経営基盤の実態の把握②外為法をはじめとする安全保障貿易管理の政策立案のための基礎情報の取得③製造拠点に着目したサプライチェーンの在り方の企業に対する意識喚起です。

調査は日本の製造業の技術の優位性と脆弱性の観点を鑑みて、輸送機器や電気機器、素材や医薬品等の10業種200社（うち日本65社、海外135社）を対象に行いました。

分析に際して「経営持続力評価指標」と「国内外の製造拠点配置分析指標」の2つの指標を作成しました。「経営持続力評価指標」は、企業の経営成績の健全性・脆弱性・成長性を測るための指標として位置付け、複数の指標を吟味した上で、最終的にそれ総資産利益率（ROA）・デット・エクイティ・レシオ（D/Eレシオ）・株価純資産倍率（PBR）に絞り込みました（＜図1＞参照）。

一方、「国内外の製造拠点配置分析指標」は、企業の製造拠点のグローバル化度・分散度・海外拠点における成長性を測るための指標として位置付け、それぞれ海外拠点の割合・製造拠点のバラツキ・海外売上比率を算出することで作成しました。

II 経営持続力の観点から見たわが国製造業の現状と課題

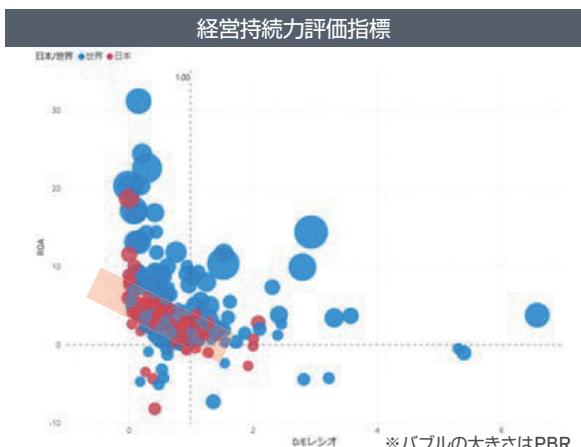
＜図2＞で表された「経営持続力指標」に関し、日本の製造業の多くは他国企業と比べて、健全性・成長

▶図1 「経営持続力評価指標」の候補指標

指標		計算式	データの特徴				評価
			短期／長期	バラツキ度合	目的適合性	データ取得率	
脆弱性	D/Eレシオ	有利子負債÷自己資本	長期	○	○	95%	○
	負債比率	負債÷自己資本×100	長期	○	△	96%	△
	ICR	(営業利益+受取利息+受取配当金)÷(支払利息+割引料)	短期	△	△	79%	△
健全性	ROA	当期純利益÷総資本×100	短／長	○	○	95%	○
	ROE	当期純利益÷株主総資本×100	短／長	○	○	94%	△
	ROIC	税引後営業利益 (NOPAT)÷投下総資本×100	短／長	○	○	79%	△
	自己資本比率	自己資本÷(負債+純資産)×100	長期	○	△	97%	△
	EBITDAマージン	EBITDA÷売上高	短期	○	○	94%	△
	流動比率	流動資産÷流動負債×100	長期	△	△	97%	×
	当座比率	当座資産÷流動負債×100	長期	△	△	97%	×
成長性	PBR	株価÷1株当たり純資産 (BPS)	長期	○	○	94%	○
	PER	株価÷1株当たり当期純利益 (EPS)	長期	○	△	87%	△
	EBITDA Multiple	企業価値÷EBITDA	長期	○	○	94%	△
	Sales Multiple	売上÷時価総額	長期	○	△	97%	×
	売上高増加率	(当期売上高-前期売上高)÷前期売上高×100	長期	△	△	97%	×
	EBITDA	営業利益-減価償却費	長期	○	△	97%	×
	研究開発比率	(研究開発費÷売上高)×100	長期	△	△	64%	×
	労働生産性	売上高÷従業員数	短／長	△	△	74%	×
	ESGスコア	※ Sustainalytics(蘭)の算出値	長期	N/A	○	単年のみ	×

出典：令和3年度 重要技術管理体制強化事業（我が国製造業の経営基盤実体調査）を基に作成

▶図2 「経営持続力評価指標」のグラフ



(注) 青色は世界の企業、赤色は日本企業を示している。

出典：SPEEDAの各種企業情報を基に作成

性を示すROA・PBRの値が低いことが定量的に再確認されました。分析対象とした欧米企業や中国・韓国・

香港・台湾に所在するアジア企業が軒並みROAとPBRの値が高い傾向にあるため、対照的な傾向を示しています。

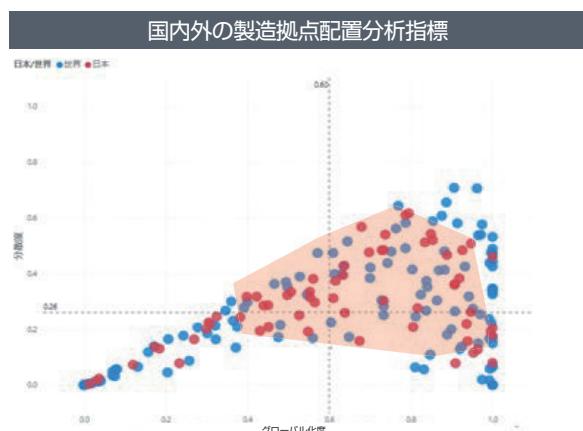
2014年8月に発表されたMETIの「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」（通称伊藤レポート）では、日本企業が中長期的にイノベーションと高収益性を達成するためには、資本効率を意識した経営を行う必要があると繰り返し提言がなされており*、今回の調査結果は、日本企業が未だ資本効率改善の途上にあることを示す結果となっています。

* 「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト（伊藤レポート）最終報告書 平成26年8月

III 製造拠点の配置実態から見たわが国製造業の現状と課題

<図3>で示した「国内外の製造拠点配置分析指標」からは、日本の製造業の多くが、製造拠点を複数国に分散して配置している傾向にあることが定量的に示されました。

▶図3 「国内外の製造拠点配置分析指標」のグラフ



(注) 青色は世界の企業、赤色は日本企業を示している。
出典：SPEEDAの各種企業情報を基に作成

分析対象とした欧米企業は、さらにこの傾向が強い一方で、アジア企業はむしろ国内拠点に集中して配置する傾向を示していました。

本調査では、企業の製造拠点が海外の特定国に偏っている場合は、米中貿易摩擦やウクライナ情勢などの有事に際して事業継続性の観点からリスクが高く、複

数国に分散しているとリスクが抑えられるという価値判断をしています。また、製造拠点が自国に集中している場合は、東日本大震災のような国内の自然災害発生時の事業継続リスクが懸念されることも念頭に置いています。

そのため、現在の日本企業の製造拠点配置の在り方は、海外有事において事業継続のリスクに一定程度晒されていると考えられます。

一概に、製造拠点の配置の在り方に正解があるわけではないですが、各企業を取り巻く状況に応じて製造拠点を含むサプライチェーンの在り方を変えられる柔軟性が必要ではないかと感じています。

IV 企業のサプライチェーン上のリスクへの取組みの現状と課題

本調査では、企業のサプライチェーン強靭化・管理体制の整備状況に関して、①サプライチェーン上のリスクを特定する仕組みの有無②サプライチェーンをグローバルで管理する体制の有無③サプライチェーンの強靭性を高めるための施策の有無、の3つ観点について机上調査を実施しました（<図4>参照）。公知情報の限りでは、わが国製造企業の一部では、サプライチェーン上のリスク対策が後手に回っている可能性があります。

業種別に見ると、重工業、精密機器、鉄鋼・非鉄の日本企業は、海外企業に比べてサプライチェーン強靭化に向けた取組みの充実度に差がある印象です。<図5>

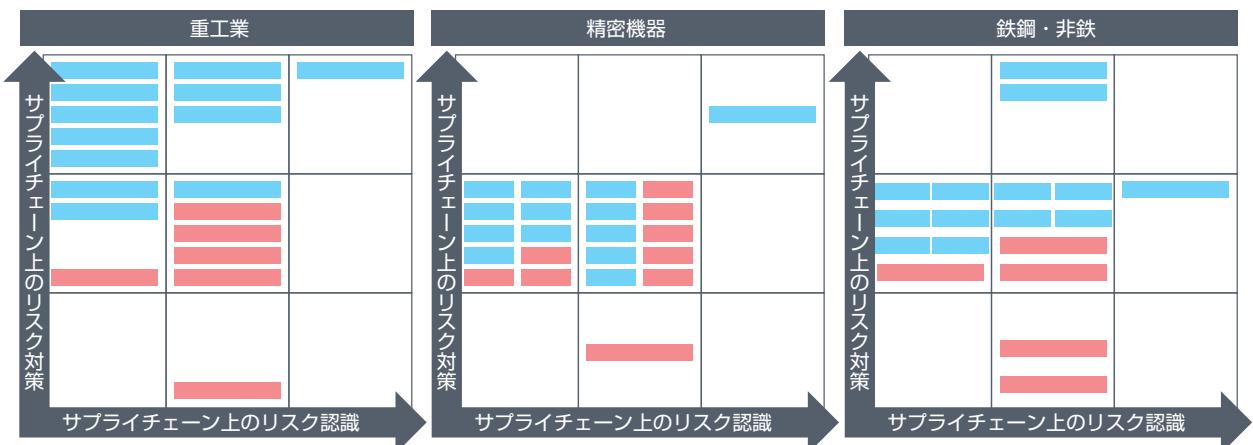
▶図4 各企業のサプライチェーン上のリスク対策と具体例

サプライチェーン上のリスク対策		具体例
1	サプライチェーン上のリスクの特定の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生産・製品情報のトレーサビリティ向上に向けたサプライチェーンのデジタル化 ▶ リアルタイムでの生産ラインの「見える化」 ▶ サプライチェーン全体に跨るデータの一元管理と需給調整 ▶ ブロックチェーン技術を活用したトレーサビリティシステムの実証実験
2	グローバルでのサプライチェーンの管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ▶ Manufacturing and Supply Chain部署の設置 ▶ Chief Supply Chain Officerの設置 ▶ Supply Chain Management Teamの設置 ▶ 経済安全保障対策室の設置
3	サプライチェーンの強靭性を高める具体的な施策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 複数の半導体製造主体との関係構築を通じたサプライヤーの複線化 ▶ 製造拠点の国内回帰に向けた施策の実施（政府補助金の活用） ▶ 製造拠点を複数拠点の設置することでリスクを分散化

出典：令和3年度 重要技術管理体制強化事業（我が国製造業の経営基盤実体調査）を基に作成



▶図5 重工業、精密機器、鉄鋼・非鉄企業のリスク認識・対策の日本／世界比較



* 企業名は削除（日本企業（赤）、海外企業（青）を示している）

出典：令和3年度 重要技術管理体制強化事業（我が国製造業の経営基盤実態調査）を基に作成

は、前記3業種の日本企業（赤）と海外企業（青）のサプライチェーン上のリスクに対して統合報告書等でどの程度リスク認識をしているか（横軸）、そして図4に示す対策をどの程度行っているか（縦軸）に関して整理をしたものです。

横軸のリスク認識は、統合報告書においてサプライチェーン上のリスク説明が一般的な抽象度に留まっている場合は左側、国際情勢や地政学的リスクに関して言及をしている場合は中央、地政学的リスクを個別具体的に詳述している場合は右側にプロットしています。

縦軸のサプライチェーン上のリスク対策への取組みは、図4の取組み事項を一切行っていない場合は下部、1～2程度行っている場合は中部、3つ全て行っている場合は上部にプロットしました。

海外企業は、製品情報のトレーサビリティを高めるためのサプライチェーンのデジタル化を進め（①）、サプライチェーン管理組織や責任者を配置してグローバルの全体最適を図れるような体制を構築し（②）、製造拠点を分散化あるいは国内回帰を進める（③）といった複数の強靭化施策を行っている企業が多数を占めています。

変化の激しい経済安全保障情勢の中、特に上述の業種の日本企業は、海外企業の動向を参考に、定期的にサプライチェーンの在り方を見直し、時々の状況に応じた対策が採れる体制の整備をすることが求められます。

Ⅴ おわりに

以上の議論を整理すると、日本企業は資本効率を高めて株主の期待値を高めるような経営をすることが必要であり、その際、本稿で触れたようなサプライチェーンの在り方も勘案して、調達・製造・販売のグランドデザインを進めることができます。

22年5月に経済安全保障推進法が国会で成立しました。新たな法律の制定によって、本調査対象の企業が保有する重要技術の保護や研究開発促進を国家が推進していく見通しとなります。

従来、企業は経済合理性という一側面から調達先の選定、製造拠点の配置、販路の開拓・拡大を行ってきました。しかし今後は、情報漏洩や技術流出のリスク、貿易摩擦や紛争の発生、突発的な自然災害やパンデミックによるサプライチェーンの断絶リスクを勘案して、経営の舵取りを進めなければならない時代に突入したのだと思われます。

本調査の結果が、各企業の経営やサプライチェーンの在り方を再考するきっかけとなれば幸いです。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
FAAS事業部
E-mail : FAAS_net@jp.ey.com

Tax update

積極的な賃上げ等を促すための税制措置 (令和4年度税制改正)

EY Japan(株) Markets & Business Development - Tax 公認会計士 南波 洋



▶ Hiroshi Namba

1993年から、太田昭和アーンスト アンド ヤング（現EY税理士法人）にて、日本企業・外資系多国籍企業に対する国内および国際税務アドバイザリー業務に従事。国際税務、税制改正、組織再編税制などに係る講演、寄稿、執筆多数。日本公認会計士協会 税制調査会国際租税専門委員会 専門委員（2004年～2020年）。EY Japan(株) アシスタントディレクター。

I はじめに

昨年10月に発足した岸田文雄内閣は、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとして、新しい資本主義の実現に取り組んでいます。そのためには、企業が研究開発や人的資源などへの投資を強化し、稼いだ利益を多様なステークホルダーへ還元しつつ、持続的な成長を達成していくことが必要不可欠です。こうした観点に立ち、令和4年度税制改正において、賃上げを積極的に行う企業に対する減税措置（インセンティブ）が強化されました。

II 大企業の賃上げを促進する税制措置の見直し

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち、新規雇用者に係る措置が見直されました。継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%を税額控除できる制度に改組されました。基本は15%の税額控除ですが、増加割合の大きな企業や人材投資（教育訓練）に積極的な企業に対しては、上乗せされて最大30%となります。また、一定規模以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言することが適用要件とされます。この宣言は自社のウェブサイト上で行い、宣

▶表1 大企業における賃上げ促進税制

		改正前	改正後
適用要件			
給与総額の増加率	新規雇用者の給与総額：対前年度増加率2%以上	継続雇用者の給与総額：対前年度増加率3%以上	
マルチステークホルダーへの配慮 ¹	—	従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること	
税額控除	控除率最大20%	控除率最大30%	
控除率を乗ずる対象	新規雇用者の給与総額	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	
控除率	基本	15%	15%
	上乗せ（賃上げ）	—	+10%：継続雇用者の給与総額：対前年度増加率4%以上
	上乗せ（教育訓練費）	+5%：教育訓練費 ² の対前年度増加率20%以上	+5%*3：教育訓練費の対前年度増加率20%以上
控除上限額	当期の法人税額×20%	当期の法人税額×20%	

*1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイトに宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出

*2 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正後：明細書の保存）が必要

*3 控除率10%の上乗せ措置を受けない場合は、合計20%

出典：財務省「法人税に関する改正について」

※1 経済産業省が記載要領等を公表している。

言内容等を経済産業大臣に届け出る必要があります。具体的な宣言内容は、給与等の支給額の引上げ及び教育訓練等の実施の方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針などです^{※1}。令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度において適用される2年間の時限措置となります（表1参照）。

III 中小企業の賃上げを促進する税制措置の見直し

中小企業における所得拡大促進税制が改組されました。中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、税額控除率を最大40%に大胆に引き上げた上で、適用期限が1年延長されました（令和6年3月31日までの間に開始する事業年度まで）（表2参照）。

IV 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も特に消極的な大企業（資本金1億円超）に対して、租税特別措置法における特定税額控除^{※2}を不適用とする措置について、一定の企業に関しては、「給与にか

かる要件」が厳しくなります。資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の企業で前年度黒字である場合は、継続雇用者の給与総額の対前年度増加率が1%（令和4年度は0.5%）未満であることとされます。前述した賃上げ促進税制の適用を受けない大企業であっても、研究開発税制などの特定税額控除の適用を受けている場合には、状況によっては毎年の給与増加率に注意を払う必要があるので、留意が必要です。

V おわりに

今回の改正により、大企業については雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%、中小企業については最大40%という賃上げ促進に係る税制措置としては過去最大水準の税額控除率が適用される制度となりました。一方、計算対象となる給与等や雇用者の定義、計算方法などは細かく規定されているので、実際の適用に当たっては間違が生じないように、制度の十分な理解が必要です^{※3}。

お問い合わせ先

EY Japan(株)
Markets & Business Development - Tax
E-mail : hiroshi.namba@jp.ey.com

▶表2 中小企業における賃上げ促進税制

		改正前		改正後	
適用要件					
給与総額の増加率		雇用者全体の給与総額：対前年度増加率1.5%以上			→ (変更なし)
税額控除		控除率最大25%			控除率最大40%
控除率を乗せる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額			→ (変更なし)
控除率	基本	15%		15%	
	上乗せ（賃上げ）	+10%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上	+15%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上
	上乗せ（教育訓練費）		and * 教育訓練費増加等の要件の充足	+10%	教育訓練費の対前年度増加率10%以上
控除上限額		当期の法人税額×20%			→ (変更なし)

* 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

- ① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
→ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正後：明細書の保存）が必要
- ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明（改正後：廃止）

出典：財務省「法人税に関する改正について」

※2 研究開発税制、5G導入促進税制、DX投資促進税制、CN投資促進税制など。

※3 経済産業省が「賃上げ促進税制」に関するガイドンス・FAQ集などを公表している。



企業会計ナビ ダイジェスト

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示

企業会計ナビチーム 公認会計士 伊藤 豪



▶ Takeshi Ito

国内監査部にて製造業や情報通信サービス業等を中心とした上場企業の会計監査の他、IPO支援業務やJ-SOX支援業務等に従事。FAAS事業部では財務報告業務改善支援・IFRS導入支援・クロスボーダー IPO支援・会計研修サービス等の財務会計アドバイザリー業務を中心に従事している。

当法人ウェブサイト内の「企業会計ナビ」が発信しているナレッジのうち、アクセス数の多いトピックスを取り上げ、紹介します。今回は「解説シリーズ『時価の算定に関する会計基準』第4回：開示への影響」を紹介します。

I はじめに

国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）では、公正価値測定について詳細なガイダンスが定められており、その内容はほぼ同一となっています。一方で、わが国では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」などにおいて、公正価値に相当する時価（公正な評価額）の算定が求められているものの、その算定方法についての詳細なガイダンスは定められていませんでした。このため、金融商品を多数保有する金融機関などの財務報告において、国際的な比較可能性が損なわれている可能性について懸念が指摘されていました。

このような状況を踏まえ、金融商品の時価に関するガイダンスおよび開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図るべく、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下、時価算定会計基準）および企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、時価算定適用指針）が公表されました（時価算定会計基準第23項）。

II 会計基準の考え方

時価算定会計基準は、統一的な算定方法を用いるこ

とにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS（国際財務報告基準）第13号「公正価値」の定めを基本的にはすべて取り入れることを基本的な方針として開発されました。

ただし、これまで行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いも定められています。なお、IFRSでは「公正価値」という用語が用いられていますが、時価算定会計基準・適用指針では、他の関連諸法規において「時価」という用語が広く用いられていることなどを考慮し、「時価」という用語を用いています（時価算定会計基準第24項、第25項）。

III 時価算定会計基準の公表・適用による開示の影響

時価算定会計基準および時価算定適用指針において、国際的な会計基準との平仄を合わせて時価のレベルに関する概念を取り入れられたことを踏まえ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下、時価開示適用指針）において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等について開示をすることが求められるようになりました（時価開示適用指針第39-2項）。

また、従来開示が求められてきた時価の算定方法については、時価算定会計基準および時価算定適用指針の内容を踏まえて、より具体的に、時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明を記載することが必要となりました（時価開示適用指針第39-8項）。

1. レベル別の時価の合計額（時価開示適用指針第5-2項(1)(2)）

時価をもって貸借対照表価額とする金融資産および金融負債ならびに貸借対照表日における時価を注記する金融資産および金融負債については、適切な区分に基づき、貸借対照表日におけるレベル1の時価の合計額、レベル2の時価の合計額およびレベル3の時価の合計額をそれぞれ注記します。

2. 評価技法およびインプット（時価開示適用指針第5-2項(3)）

レベル別の時価の合計額が注記される金融資産および金融負債のうち、レベル2の時価またはレベル3の時価に分類されるものについて、適切な区分に基づき、以下を注記します。

- ▶ 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明
- ▶ 時価の算定に用いた評価技法またはその適用を変更した場合には、その旨および変更の理由

3. レベル3の時価（時価開示適用指針第5-2項(4)）

時価をもって貸借対照表価額とする金融資産および金融負債について、当該時価がレベル3の時価に分類される場合、適切な区分に基づき、以下を注記します。

(1) 時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

ただし、企業自身が観察できないインプットを推計していない場合（例えば、過去の取引価格または第三者から入手した価格を調整せずに使用している場合には、記載を要しません。

(2) 時価がレベル3の時価に分類される金融資産および金融負債の期首残高から期末残高への調整表

調整表を作成するにあたっては、以下を区別して示す必要があります。

- ア 当期の損益に計上した額およびその損益計算書における科目
- イ 当期のその他の包括利益に計上した額およびその包括利益計算書における科目
- ウ 購入、売却、発行および決済のそれぞれの額（ただし、これらの額の純額を示すこともできます）
- エ レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替額および当該振替の理由
- オ レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振替額および当該振替の理由

また、アに定める当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産および金融負債の評価損益およびその損益計算書における科目、ならびにエおよびオの振替時点に関する方針を注記します。

(3) レベル3の時価についての企業の評価プロセスの説明

例えば、企業における評価の方針および手続の決定

方法や各期の時価の変動の分析方法等が挙げられます。

(4) (1)の重要な観察できないインプットを変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動するときは、当該観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

また、当該観察できないインプットと他の観察できないインプットとの間に相関関係がある場合には、当該相関関係の内容および当該相関関係を前提とすると時価に対する影響が異なる可能性があるかどうかに関する説明を注記します。

【開示例】製造業（時価開示適用指針の開示例から抜粋）

XX. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	XXX			XXX
国債・地方債	XXX	XXX	—	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連		XXX	—	XXX
金利関連		XXX	—	XXX
資産計	XXX	XXX	—	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	—	XXX	—	XXX
金利関連	—	XXX	—	XXX
負債計	—	XXX	—	XXX

(2) 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	XXX	—	XXX
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券				
国債・地方債	XXX	XXX	—	XXX
社債	XXX	XXX	—	XXX
長期貸付金		XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連		XXX	—	XXX
金利関連		XXX	—	XXX
資産計	XXX	XXX	XXX	XXX
支払手形及び買掛金	—	XXX	—	XXX
短期借入金	—	XXX	—	XXX
社債	—	XXX	—	XXX
長期借入金	—	XXX	—	XXX
リース取引	—	XXX	—	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	—	XXX	—	XXX
金利関連	—	XXX	—	XXX
負債計	—	XXX	—	XXX

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

.....

.....

▶ 企業会計ナビURL
ey.com/ja_jp/corporate-accounting



お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
takeshi.ito@jp.ey.com

編集後記

成人年齢を引き下げる民法の改正が施行され、18歳以上が成人となりました。国民投票法により憲法改正の賛否を問う国民投票において18歳以上に投票権が与えられたことが契機となり、世界でも多くの国が成人年齢を18歳としていることから、日本でもこの4月より成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

クレジットカードの作成、スマホの購入や賃貸借の契約は保護者の同意なしで可能となったり、10年間のパスポートを取得したりできるようになるということですが、すぐに成人になったと実感する場面は少ないかもしれません。そう考えると、成人の日に開催される成人式が1つの区切りとして存在しているように感じます。

この成人の日は特殊な祝日で、スポーツの日や子どもの日のようにカジュアルなものではなく、また敬老の日や勤労感謝の日のように対象者が多すぎて焦点を当てづらいものでもないため、ほとんどの自治体において成人式が開催され、マスメディアも良くも悪くも成人の日に新成人に焦点を当てた報道がなされています。

しかしこの成人式、新成人が対象となると今までのようには簡単に開催できなくなってしまうかもしれません。なぜなら、新成人となる18歳は、進学受験や就職活動のためになかなか式典に参加できる時間的余裕がないからです。実際、成人式を開催している自治体の多くは成人式の対象年齢を下げず、少なくとも2023年は満20歳を迎えた世代に対して式典を考えているところがほとんどだそうです。今後、式典の開催名目や開催日、対象年齢は変わっていくことが予想されますが、それでも1つの区切りとして成人としての権利と責任について考える日となることを望みます。

今号では、Topics 「IFRSサステナビリティ開示基準の公開草案の概要－全般的要件と気候変動開示－」で、気候関連を含むサステナビリティ関連は企業価値を評価するための重要な要素となってきていることも踏まえ、その開示に関する要求事項を中心に解説しています。

「情報センサー」においてもニーズの変化に即した情報を節目で発信できるよう心掛けてまいります。

「情報センサー」編集委員長 今村 洋

企画編集

池田彩子 今村 洋 岩崎尚徳 北出旭彦 小原香織 小宮大地 高橋幸毅 田中裕樹 塚本 愛 中澤範之 安居良大
(あいうえお順)

お問い合わせ

「情報センサー」の掲載内容について、詳細な情報をご希望の場合は、執筆者またはその分野の専門家が対応させていただきます。下記までお問い合わせください。

BMC本部 E-mail : knj@jp.ey.com

「情報センサー」のバックナンバーはウェブサイトに掲載しております。

www.ey.com/ja_jp/library/info-sensor

〈今月の表紙〉 オアフ島（米国）

(注)▶掲載内容のうち、意見にわたる部分は個人的見解です。なお、原則として2022年5月17日現在の情報で執筆しております。

▶掲載したサービス内容は、公認会計士法における「監査閲与先に対する非監査サービスの同時提供の制限」により、EY新日本有限責任監査法人の監査閲与先企業に対してサービスを提供できない場合があります。監査閲与先企業の皆さまが、同サービスの提供をご希望の場合は、監査担当会計士にご相談ください。

情報センター 2022年7月号 Vol.178

発行日：2022年7月1日

発行所：EY新日本有限責任監査法人

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー

EYは、「Building a better working world（より良い社会の構築を目指して）」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはできません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

©2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

00177-226Jpn

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp